

安全管理規程

令和 2年 4月 1日

鹿児島県三島村

目 次

- 第 1章 総 則 (第1条—第3条)
- 第 2章 経営トップの責務 (第4条—第7条)
- 第 3章 安全管理の組織 (第8条)
- 第 4章 安全統括管理者及び運航管理者等の選解任並びに代行の指名 (第9条—第13条)
- 第 5章 安全統括管理者及び運航管理者等の勤務体制 (第14条—第16条)
- 第 6章 安全統括管理者及び運航管理者等の職務及び権限 (第17条—第19条)
- 第 7章 安全管理規程の変更 (20条)
- 第 8章 運航計画、配船計画及び配乗計画 (第21条—第23条)
- 第 9章 運航の可否判断 (第24条—第28条)
- 第10章 運航に必要な情報の収集及び伝達 (第29条—第31条)
- 第11章 輸送に伴う作業の安全の確保 (第32条—第38条)
- 第12章 輸送施設の点検整備 (第39条—第41条)
- 第13章 海難その他の事故の処理 (第42条—第48条)
- 第14章 安全に関する教育、訓練及び内部監査等 (第49条—第53条)
- 第15章 雜 則 (第54条・第55条)
- 附則

第1章 総 則

(目的)

第1条 この規程は、経営トップが定める明確な安全方針に基づき、当村内に安全最優先意識の徹底を図り、全職員がこれを徹底して実行すべく当村が使用する旅客船（以下「船舶」という。）の業務（付随する業務を含む。以下同じ。）を安全適正かつ円滑に処理するための責任体制及び業務実施の基準を明確にし、もつて当村一丸となって輸送の安全を確保することを目的とする。

(用語の意義)

第2条 この規程における用語の意義は、次表に定めるところによる。

番号	用語	意義
(1)	安全マネジメント態勢	経営トップにより当村で行われる安全管理が、るべき手順及び方法に沿って確立され、実施され、維持される状態
(2)	経営トップ	事業者において最高位で指揮し、管理する個人又はグループ
(3)	安全方針	経営トップがリーダーシップを發揮して主体的に関与し設定された輸送の安全を確保するための当村全体の意図及び方向性
(4)	安全重点施策	安全方針に沿って追求し、達成を目指す為の具体的施策
(5)	安全統括管理者	経営トップの中から選出した、輸送の安全を確保するための管理業務を統括管理する者
(6)	運航管理者	船長の職務権限に属する事項以外の船舶の運航の管理に関する統括責任者
(7)	運航管理補助者	運航管理者の職務を補佐する者（出張所に勤務する場合は運航管理者の職務の一部を分掌する。）
(8)	運航管理者代行	運航管理者が職務を執行できないとき、その職務を代行する者
(9)	陸上作業員	陸上において、旅客又は車両の整理、誘導等の作業に従事する者
(10)	船内作業員	船舶上において、旅客又は車両の整理、誘導等の作業に従事する者
(11)	運航計画	起終点、寄港地、航行経路、航海速力、運航回数、発着時刻、運航の時季等に関する計画
(12)	配船計画	運航計画を実施するための船舶の特定、当該船舶の回航及び入渠、予備船の投入等に関する計画
(13)	配乗計画	乗組員の編成及びその勤務割りに関する計画
(14)	発航	現在の停泊場所を解らん又は抜錨して次の目的港への航海を開始すること。
(15)	基準航行	基準経路を基準速力により航行すること
(16)	港内	港則法（昭和23年法律第174号）に定める港の区域内（港則法に定めのない港については港湾法（昭和25年法律第218号）の港湾区域内、港則法及び港湾法の適用のない港については社会通念上港として認められる区域内）。ただし、港域が広大であって船舶の運航に影響を与えるおそれのない港域を除く。

(17)	入港	港の区域内、港湾区域内等において、狭水路、閑門等を通航して防波堤等の内部へ進航すること
(18)	運航	「発航」、「基準経路及び基準速力による航行の継続」又は「入港（着岸）」を行うこと
(19)	反転	目的港への航行の継続を中止し、発航港へ引返すこと。
(20)	気象・海象	風速(10分間の平均風速)、視程(目標を認めることができる最大距離。)ただし、視程が方向によって異なる場合は、その中の最小値をとる。)及び波高(隣り合った波の峰と谷との鉛直距離)
(21)	運航基準図	航行経路(起終点、寄港地、針路、変針点等)、標準運航時刻、航海速力、船長が甲板上の指揮をとるべき区間、その他航行の安全を確保するために必要な事項を記載した図面
(22)	船舶上	船舶の舷側より内側。ただし、舷てい、歩み板、シップランプ等船舶側から属具又は施設を架設した場合はその先端までを含む。
(23)	陸上	船舶上以外の場所。ただし陸上施設の区域内に限る。
(24)	危険物	危険物船舶運送及び貯蔵規則(昭和32年運輸省令第30号)第2条に定める危険物
(25)	陸上施設	岸壁(防舷設備を含む。)、可動橋、人道橋、旅客待合室、駐車場等船舶の係留、旅客及び車両の乗降等の用に供する施設
(26)	車両	道路運送車両法(昭和26年法律第185号)第2条第1項に規定する「道路運送車両」
(27)	自動車	路運送車両法第2条第2項に規定する自動車であつて、2輪のもの以外のもの

(運航基準、作業基準及び事故処理基準及び地震防災対策基準)

第3条 この規程の実施を図るため、運航基準、作業基準、事故処理基準及び地震防災対策基準を定める。

- 2 船舶の運航については、この規程及び運航基準に定めるところによる。
- 3 旅客の乗下船、車両の積込み、積付け及び陸揚げ船舶の離着岸等に係る作業方法、危険物等の取扱い、旅客への遵守事項の周知等については、この規程及び作業基準に定めるところによる。
- 4 事故発生時の非常連絡の方法、事故処理組織、その他事故の処理に必要な事項については、この規程及び事故処理基準に定めるところによる。
- 5 地震が発生した場合又は津波警報等が発せられた場合には、地震防災対策基準に定めるところにより、地震防災対策を実施するものとする。

第2章 経営トップの責務

(経営トップの主体的関与)

第4条 船舶による輸送の安全確保のため、経営トップは次に掲げる事項について主体的に関与し、当村全体の安全マネジメント態勢を適切に運営する。

- (1) 関係法令及び当村規定の遵守と安全最優先の原則の徹底
- (2) 安全方針の設定
- (3) 安全重点施策の策定及び確実な実行
- (4) 重大な事故等に対する確実な対応
- (5) 安全マネジメント態勢確立し、実施し、維持するために、かつ、輸送の安全を確保するために必要な要員、情報、輸送施設等を確実に使用できるようすること
- (6) 安全マネジメント態勢の見直し

(経営トップの責務)

第5条 経営トップは確固たる安全マネジメント態勢の実現を図るために、その責務を的確に果たすべく、次条以下に掲げる内容について、確実に実施する。

- 2 経営トップは、事業の輸送の安全を確保するための管理業務の実施範囲を明らかにする。

(安全方針)

第6条 経営トップは、安全管理にかかわる当村の全体的な意図及び方向性を明確に示した安全方針を設定し当村内部へ周知する。

- 2 安全方針には輸送の安全確保を的確に図るために、次の事項を明記する。

- (1) 関係法令及び当村規定の遵守と安全最優先の原則
- (2) 安全マネジメント態勢の継続的改善
- 3 安全方針はその内容について効果的・具体的な実現を図るために、経営トップの率先垂範により、周知を容易かつ効果的に行う。
- 4 安全方針は、必要に応じて見直しを行う。

(安全重点施策)

第7条 安全方針に沿って、具体的な施策を実現するため、安全重点施策を策定し実施する。

- 2 安全重点施策は、それを必要とする部門や組織の階層グループがそれぞれ策定し、その達成度が把握できるような実践的かつ具体的なものとする。
- 3 安全重点施策は、これを実施するための責任者、手段、日程等を含むものとする。
- 4 安全重点施策を毎年、進捗状況を把握するなどして見直しを行う。

第3章 安全管理の組織

(安全管理の組織)

第8条 この規程の目的を達成するため、次のとおり安全統括管理者、運航管理者及び運航管理補助者を置く。

- (1) 本 庁
- | | |
|---------|-----|
| 安全統括管理者 | 1人 |
| 運航管理者 | 1人 |
| 運航管理補助者 | 若干人 |
- (2) 竹島、硫黃島、大里、片泊、各出張所
- | | |
|---------|-----|
| 運航管理補助者 | 各2人 |
|---------|-----|
- (3) 枕崎代理店 2人
- (4) 鹿児島代理店 中川運輸(株) 3人
2. 本庁及び各出張所の管理する区域は、次のとおりとする。
- | | |
|------------|----------------|
| (1) 本 庁 | 鹿児島～三島村航路全域 |
| (2) 竹島出張所 | 竹島港から半径500m以内 |
| (3) 硫黃島出張所 | 硫黃島港から半径500m以内 |
| (4) 大里出張所 | 大里港から半径500m以内 |
| (5) 片泊出張所 | 片泊港から半径500m以内 |
| (6) 枕崎代理店 | 枕崎漁港から半径500m以内 |

第4章 安全統括管理者及び運航管理者等の選解任並びに代行の指名

(安全統括管理者の選任)

第9条 経営トップは、経営トップに位置づけられ、海上運送法施行規則（昭和24年運輸省令第49号）第7条の2の2に規定された要件に該当する者の中から安全統括管理者を選任する。

(運航管理者の選任)

第10条 経営トップは、安全統括管理者の意見を聴いて海上運送法施行規則第7条の2の3に規定する要件に該当する者の中から運航管理者を選任する。

(安全統括管理者及び運航管理者の解任)

第11条 経営トップは、安全統括管理者又は運航管理者が次の各号のいずれかに該当することとなつたときは、当該安全統括管理者又は運航管理者を解任するものとする。

- (1) 国土交通大臣の解任命令が出されたとき。
- (2) 身体の故障その他やむを得ない事由により職務を引き続行うことが困難になつたとき。
- (3) 安全管理規程に違反することにより、安全統括管理者又は運航管理者がその職務を引き続行うことが輸送の安全の確保に支障を及ぼすおそれがあると認められるとき。

(運航管理補助者の選任及び解任)

第12条 経営トップは、安全統括管理者及び運航管理者の推薦により運航管理補助者を選任する。

2 経営トップは、安全統括管理者及び運航管理者の意見を聴いて運航管理補

助者を解任する。

(運航管理者代行の指名)

第13条 運航管理者は、運航管理補助者の中から運航管理者代行を指名しておくものとする。

- 1 前項の場合において、運航管理者は2人以上の者を順位を付して指名することができる。

第5章 安全統括管理者及び運航管理者等の勤務体制

(安全統括管理者の勤務体制)

第14条 安全統括管理者は、常時連絡できる体制になければならない。

- 2 安全統括管理者がその職務を執る事ができないときは経営トップが職務を執るものとする。

(運航管理者の勤務体制)

第15条 運航管理者は、船舶が就航している間は、原則として本庁に勤務するものとし、船舶の就航中に職場を離れるときは運航管理補助者と常時連絡できる体制にならなければならない。

- 2 運航管理者は、前項の連絡の不能その他の理由により、その職務を執る事ができないと認められるときは、あらかじめ運航管理者代行にその職務を引き継いでおくものとする。ただし、引き継ぎ前に運航管理者と本庁運航管理補助者の連絡が不能となつたときは、連絡がとれるまでの間、第13条第2項の順位に従い運航管理代行が自動的に、運航管理者の職務を代行

(運航管理補助者の勤務体制)

第16条 運航管理補助者は、自己の勤務する出張所等及び代理店の管理する区域内に船舶が就航している間は、原則として当該出張所等に勤務するものとする。勤務中やむを得ず職場を離れる等その職務を執ることができないと認めるときは、あらかじめその旨を運航管理者に連絡しなければならない。

第6章 安全統括管理者及び運航管理者等の職務及び権限

(安全統括管理者の職務及び権限)

第17条 安全統括管理者の職務及び権限は、次のとおりとする。

- (1) 安全マネジメント態勢に必要な手順及び方法を確立し、実施し、維持すること。
- (2) 安全マネジメント態勢の課題又は問題点を把握するために、安全重点施策の進捗状況、情報伝達及びコミュニケーションの確保、事故等に関する報告、是正措置及び予防措置の実施状況等、安全マネジメント態勢の実施状況及び改善の必要性の有無を経営トップへ報告し、記録すること。
- (3) 関係法令の遵守と安全最優先の原則を当社内部へ徹底するとともに、安全管理規定の遵守を確實にすること。

(運航管理者の職務及び権限)

第18条 運航管理者の職務及び権限は、次のとおりとする。

- (1) この規程の次章以下に定める職務を行うほか、船長の職務権限に属する事項を除き、船舶の運航の管理その他の輸送の安全の確保に関する業務全般を統轄し、安全管理規程の遵守を確実にしてその実施を図ること。
- (2) 船舶の運航全般に関し、船長と協力して輸送の安全を確保すること。
- (3) 運航管理補助者及び陸上作業員を指揮監督すること。

2. 運航管理者の職務及び権限は、法令に定められる船長の職務及び権限を侵し、又はその責任を軽減するものではない。

(運航管理補助者の職務)

第19条 本庁に勤務する運航管理補助者は、運航管理者を補佐するほか、運航管理者がその職務を執行できないときは、第13条第2項の順位に従いその職務を代行する。

2 出張所・代理店に勤務する運航管理補助者は、自己の勤務する出張所及び代理店の管理する区域内にある船舶の運航の管理に関して、運航管理者を補佐するとともに運航管理者の指揮を受けて次の事項を実施するものとする。

- (1) 気象・海象に関する情報、旅客数及び車両数、港内事情その他船舶の運航の管理のため必要な情報の収集並びに船長への伝達
- (2) 運航基準図の作成又は改定のための資料の収集
- (3) 陸上における危険物その他旅客の安全を害するおそれのある物品の取扱に関する作業の実施
- (4) 陸上における旅客の乗下船、車両の積込み及び陸揚げ並びに船舶の離着岸の際における作業の指揮監督並びに船舶上におけるこれらの作業に関する船長への助言
- (5) 陸上施設の点検及び整備
- (6) 旅客等遵守すべき事項等の周知

第7章 安全管理規程の変更

(安全管理規程の変更)

第20条 安全統括管理者又は運航管理者は、それぞれの職務に関し、関係法令の改正、当村組織又は使用船舶の変更、航路の新設又は廃止等、この規程の内容に係る事項に常に留意し、当該事項に変更が生じたときは遅滞なく規程の変更を発議しなければならない。

2 安全統括管理者又は運航管理者は、前項の発議をしようとするときは、船長の意見を十分に聴取しなければならない。

3 経営トップは、第1項の発議があつたときは、関係課の責任者の意見を参考として規程の変更を決定する。

第8章 運航計画、配船計画及び配乗計画

(運航計画及び配船計画の作成及び改定)

第21条 運航計画又は配船計画を作成又は改定する場合は、船舶課が原案を作成し、運航管理者の安全上の同意を得て、村長が決定する。

2 船舶課は、前項の計画が決定された場合は運航管理者に通報しなければならない。

- 3 運航管理者は第1項の同意に際しては、次の事項についてその安全性を検討するものとする。
- (1) 使用船舶の構造、設備及び性能
 - (2) 陸上施設の構造、設備及び性能
 - (3) 使用船舶と陸上施設の適合性
 - (4) 使用港の港勢並びに航路の自然的性質及び交通状況
 - (5) 運航ダイヤ
 - (6) その他輸送の安全の確保上必要と認める事項

(配乗計画の作成及び改定)

- 第22条 配乗計画を作成又は改定する場合は、船舶課が原案を作成し、運航管理者の安全上の同意を得て、村長が決定する。
- 2 船舶課は、前項の計画が決定された場合は運航管理者に通報しなければならない。
 - 3 運航管理者は、第1項の同意に際しては、次の事項について、その安全性を検討するものとする。
 - (1) 法定乗組員並びに法定乗組員以外の乗組員及び予備員が適正に確保されていること。
 - (2) 航路に関する気象・海象、地形、障害物、交通事情に精通した船舶職員が乗組むこととなっていること。
 - (3) その他輸送の安全の確保上必要と認める事項

(運航計画、配船計画及び配乗計画の臨時変更)

- 第23条 運航計画又は、配船計画を臨時に変更する必要がある場合は、船舶課が原案を作成し、運航管理者の安全上の同意を得て村長が決定する。配乗計画を臨時に変更しようとする場合も、船舶課が同様の措置を講じたのち、村長が決定する。
- 2 船舶課は、前項の計画が決定された場合は運航管理者に通報しなければならない。
 - 3 船舶、陸上施設又は港湾の状況が船舶の運航に支障を及ぼすおそれがあると認められる場合は、運航管理者及び船長は協議により運航休止、寄港地変更等の運航計画又は配船計画の臨時変更の措置をとらなければならない。

第9章 運航の可否判断

(運航の可否判断)

- 第24条 船長は、適時、運航の可否判断を行い、気象・海象が一定の条件に達したと認めるとき又は達するおそれがあると認めるときは、運航中止の措置をとらなければならない。
- 2 船長は運航中止に係る判断を行うにあたって、自ら直ちに判断することが困難で詳細な検討を行う必要があると認められるときは、運航管理者と協議するものとする。
 - 3 前項の協議において両者の意見が異なるときは、運航を中止しなければならない。

- 4 船長は運航中止の措置をとったときは、速やかに、その旨を運航管理者へ連絡しなければならない。
- 5 運航管理者は、船長が運航中止の措置又は運航の継続措置をとったときは、速やかに、その旨を安全統括管理者へ連絡しなければならない。
- 6 運航中止の措置をとるべき気象・海象の条件及び運航中止の後に船長がとるべき措置については、運航基準に定めるところによる。
- 7 運航管理者は、台風等の荒天時において、船長からの求めがある場合には、第29条各事項の情報提供を行うとともに、必要に応じ、避航や锚泊による運航中止の措置に関する助言等適切な援助に努めるものとする。

(運航管理者の指示)

- 第25条 運航管理者は運航基準の定めるところにより運航が中止されるべきであると判断した場合において、船長から運航を中止する旨の連絡がないとき又は運航する旨の連絡を受けたときは、船長に対して運航の中止を指示するとともに、安全統括管理者へ連絡しなければならない。
- 2 運航管理者は、いかなる場合においても船長に対して発航、基準航行の継続又は入港を促し若しくは指示してはならない。

(経営トップ又は安全統括管理者の指示)

- 第26条 経営トップ又は安全統括管理者は、濃霧注意報の発令など運航基準の定めるところにより運航が中止されるおそれがある情報を入手した場合、直ちに、運航管理者へ運航の可否判断を促さなければならない。
- 2 経営トップ又は安全統括管理者は、運航管理者から船舶の運航を中止する旨の連絡があった場合、それに反する指示をしてはならない。
 - 3 経営トップ又は安全統括管理者は、船長が運航の可否判断を行い、運航を継続旨の連絡が（運航管理者を経由して）あった場合は、その理由を求めなければならない。理由が適切と認められない場合は、運航中止を指示しなければならない。

(運航管理者の援助措置)

- 第27条 運航管理者は、船長から臨時寄港する旨の連絡を受けたときは、当該寄港地における使用岸壁の手配等適切な援助を行うものとする。

(運航の可否判断等の記録)

- 第28条 運航管理者及び船長は、運航中止基準にかかる情報、運航の可否判断、運航中止の措置及び協議の結果等を記録しなければならない。

第10章 運航に必要な情報の収集及び伝達

(運航管理者の措置)

- 第29条 運航管理者は、次に掲げる事項を把握し（4）及び（5）について必ず、その他の事項については必要に応じ船長に連絡するものとする。

- (1) 気象・海象に関する情報
- (2) 港内事情、航路の自然的性質

- (3) 陸上施設の状況
- (4) 水路通報、港長公示等官公庁の発する運航に関する情報
- (5) 乗船した旅客数及び車両数
- (6) 出張所・代理店における乗船待ちの旅客数及び車両数
- (7) 船舶の動静
- (8) その他、航行の安全の確保のために必要な事項

(船長の措置)

第30条 船長は、次に掲げる場合には必ず運航管理者に連絡しなければならない。ただし(1)及び(2)については運航管理補助者への連絡をもって代えることができる。

- (1) 発航前検査を終え出港するとき
- (2) 運航基準に定められた地点に達したとき
- (3) 入港したとき
- (4) 事故処理基準に定める事故が発生したとき
- (5) 運航計画又は航行の安全に係わりを有する船体、機関その他設備等に修理又は整備を必要とする事態が生じたとき

2 船長は、次に掲げる事項の把握に努め、必要に応じ運航管理者に連絡するものとする。

- (1) 気象・海象に関する情報
- (2) 障害物(浮遊物)及び鯨類の目撃情報
- (3) 海上保安官署、航行中の他の船舶より発せられる運航に関する情報等
- (4) その他航行中の水路の状況

(運航基準図)

第31条 運航管理者は、運航基準図を各航路及び各船舶ごとに作成しなければならない。

2 運航管理者は、前項の運航基準図の作成に際しては、船長と十分に協議するものとする。

3 運航基準図に記載すべき事項は、運航基準に定めるところによる。

第11章 輸送に伴う作業の安全の確保

(作業体制)

第32条 運航管理者は、陸上従業員の中から陸上作業員を、船長は乗組員の中から船内作業員を指名する。

- 2 運航管理者は、陸上作業員の中から作業指揮者(以下「陸上作業指揮者」という。)を指名する。
- 3 船長は、船内作業員の中から作業指揮者(以下「船内作業指揮者」という。)を指名する。
- 4 陸上作業指揮者及び船内作業指揮者は、それぞれ陸上作業及び船内作業を指揮するとともに、両者緊密な連携の下に輸送の安全の確保に努めなければならない。

5 作業員の具体的配置、陸上作業指揮者及び船内作業指揮者の所掌その他の作業体制については作業基準に定めるところによる。

(危険物等の取扱い)

第33条 危険物その他の旅客の安全を害するおそれのある物品の取扱いは、法令及び作業基準に定めるところによる。

(旅客の乗下船等)

第34条 旅客の乗船及び下船、車両の積込み、積付け及び陸揚げ並びに船舶の離着岸時の作業については作業基準に定めるところによる。

(車両区域の立入制限)

第35条 船長は、原則として、離岸後着岸するまでの間、次に掲げる自動車の運転者又は監視人以外の旅客が車両区域に立入ることを禁止する措置を講じなければならない。

- (1) 危険物積載車
 - (2) 家畜等積載車 (家畜その他の動物の給飼、監視を必要とする場合に限る。)
 - (3) ミキサー車又は保冷車等 (車両区域に電源設備がない等の理由でエンジンを作動させることが真にやむを得ない場合に限る。)
- 2 船長は、やむを得ず旅客 (前項各号の自動車の運転者又は監視人を除く。) を車両区域に立入らせる場合は、乗組員を立合わせるものとする。

(船内巡視)

第36条 船長は、法令及び作業基準に定めるところにより、乗組員をして旅客区域、車両甲板その他必要と認める場所を巡視させ、法令及び運送約款に定める旅客等が遵守すべき事項の遵守状況その他異常の有無を確認させなければならない。

- 2 船内巡視員は、異常を発見したときは船長の指示を受けて所要の措置を講じなければならない。ただし、急を要する場合であって船長の指示を受ける時間的余裕がないときは、適切な措置を講ずるとともに、速やかに船長に報告するものとする。

(旅客等の遵守すべき事項等の周知)

第37条 運航管理者及び船長は、法令及び作業基準に定めるところにより、それぞれ陸上及び船内において旅客等の遵守すべき事項及び注意すべき事項の周知徹底を図らなければならない。

(飲酒等の禁止)

第38条 安全統括管理者等は、アルコール検査体制を構築しなければならない。
2 乗組員は、飲酒等の後、正常な当直業務ができるようになるまでの間及びいかなる場合も吸気1リットル中のアルコール濃度が0.15mg以上である間、当直を実施してはならない。

3 船長は、乗組員が飲酒等の後、正常な当直業務ができるようになるまでの間及びいかなる場合も呼気1リットル中のアルコール濃度が0.15mg以上である間、当直を実施させてはならない。

第12章 輸送施設の点検整備

(船舶検査結果の確認)

第39条 運航管理者は、船舶が法令に定める船舶検査を受検したときは、当該検査の結果を確認しておくものとする。

(船舶の点検整備)

第40条 船長は、次の設備、装置等について点検簿を作成し、それに従って、原則として毎日1回以上点検を実施するものとする。ただし、当日、発航前検査を実施した事項については点検を省略することができる。

- (1) 船体
- (2) 機関
- (3) 排水設備
- (4) 操舵設備
- (5) 係留設備
- (6) 揚錨設備
- (7) 救命設備
- (8) 消防設備
- (9) 無線設備
- (10) 脱出設備
- (11) 非常用警報装置
- (12) 照明設備
- (13) 航海用具
- (14) 乗降設備
- (15) 放送設備
- (16) その他（衛生設備、掲示板等）

- 2 船長は、前項の点検中、異常を発見したときは、直ちに運航管理者に次の事項を報告（運航管理補助者を経由する場合を含む。）するものとする。
- (1) 異常のある箇所（次号に揚げるものを除く。）及びその状況並びにそれに対する措置
 - (2) 乗組員のみでは修復整備できない異常のある箇所及びその状況
 - (3) 運航管理者は、前項の報告を受けたときは、直ちに船舶課に対し、当該状況を通報し、乗務員が行った措置に対する検討又は修復整備を求めるものとする。

(陸上施設の点検整備)

第41条 運航管理者は、陸上施設点検簿に基づいて、毎日1回以上、次の施設等の点検整備を実施するものとする。

- (1) 係留施設（防舷材、ビット、岸壁等）
- (2) 乗降用施設（可動橋、タラップ等）
- (3) 転落防止施設（遮断鎖、遮断機等）
- (4) 駐車場施設
- (5) 船客待合所（消火設備、掲示板等）

2 運航管理者は、前項の点検中異常を発見したとき（運航管理補助者から異常を発見した旨の報告を受けたときを含む。）は直ちに船舶課に当該状況を通報し、その修復整備を求めるものとする。なお、当該施設が港湾管理者その他の者の管理に属するものである場合は、当該施設の管理者に通知して、その修復整備を求めるものとする。

第13章 海難その他の事故の処理

（事故処理にあたっての基本的態度）

第42条 事故の処理にあたっては、次に掲げる基本的態度で臨むものとする。

- (1) 人命の安全の確保を最優先とすること。
- (2) 事態を楽観視せず常に最悪の事態を念頭におき措置を講ずること。
- (3) 事故処理業務は、すべての業務に優先して実施すること。
- (4) 船長の対応措置に関する判断を尊重すること。
- (5) 陸上従業員は、陸上でとりうるあらゆる措置を講ずること。

（船長のとるべき措置）

第43条 船長は、自船に事故が発生したときは、人命の安全の確保のための万全の措置、事故の拡大防止のための措置、旅客の不安を除去するための措置等必要な措置等必要な措置を講じるとともに、事故処理基準に定めるところにより、事故の状況及び講じた措置を速やかに運航管理者及び海上保安官署等に連絡しなければならない。この場合において措置への助言を求め、援助を必要とするか否かの連絡を行わなければならない。

2 船長は、自船が重大かつ急迫の危険に陥った場合又は陥るおそれがある場合は、直ちに遭難通信（遭難信号）又は緊急通信を発しなければならない。

（運航管理者のとるべき措置）

第44条 運航管理者は、船長からの連絡等によって事故の発生を知ったとき又は船舶の動静を把握できないときは、事故処理基準に定めるところにより必要な措置をとるとともに、安全統括管理者へ速報しなければならない。

2 前項の措置は、4-6条に定める場合を除き、事故処理基準に定める事故処理組織を指揮して行うものとする。

（経営トップ及び安全統括管理者のとるべき措置）

第45条 安全統括管理者は、運航管理者等からの連絡によって事故の発生を知ったときは、事故処理基準に定めるところにより必要な措置をとるとともに経営トップへ速報しなければならない。

2 経営トップ及び安全統括管理者は、事故状況、被害規模等を把握・分析し、適切に対応措置を講じなければならない。また、現場におけるリスクを

明確にし、必要な対応措置を講じなければならない。

(通信の優先処理)

第46条 事故関係の通信は、最優先させ、迅速かつ確實に処理されなければならない。通信運用の責任者は、あらかじめ事故時の通信回線の確保及び統制のための手引きを定めておき、事故処理に際しては、速やかに通信回線の確保及び統制のために必要な措置をとらなければならない。

(関係官署への報告)

第47条 運航管理者は、事故の発生を知ったときは、速やかに関係運輸局及び海上保安官署にその概要及び事故処理の状況を報告し助言を求めなければならない。

(事故の調査委員会)

第48条 経営トップは、事故の原因及び事故処理の適否を調査し、事故の再発防止及び事故処理の改善に資するため、必要に応じ事故調査委員会を設置するものとする。

2 事故調査委員会の構成は、事故処理基準に定めるところによる。

第14章 安全に関する教育、訓練及び内部監査等

(安全教育)

第49条 安全統括管理者及び運航管理者は、運航管理補助者、陸上作業員、乗務員、安全管理に従事する者及び内部監査を担当する者に対し、安全管理規程(運航基準、作業基準及び事故処理基準及び地震防災対策基準を含む。)、船員法(昭和22年法律第100号)及び海上衝突予防法(昭和52年法律第62号)等の関係法令その他輸送の安全を確保するために必要と認められる事項について理解しやすい具体的な安全教育を定期的に実施し、その周知徹底を図らなければならない。

2 運航管理者は、航路の状況、海難その他の事故及びインシデント(事故等の損害を伴わない危険事象)事例を調査研究し、隨時又は前項の教育に併せて乗組員に周知徹底を図るものとする。

(操 練)

第50条 船長は法令に定める操練を行ったときは、その実施状況を運航管理者に報告するものとする。

(訓 練)

第51条 安全統括管理者及び運航管理者は、経営トップの支援を得て事故処理に関する訓練を計画し、年1回以上これを実施しなければならない。訓練は、当社全体で処理する規模の事故を想定した実践的なものとする。この場合、前条の操練は当該訓練に併せて実施することができる。

- 2 訓練の前後には打ち合わせを行い、特記事項があれば経営トップへ意見具申する。

(記録)

第52条 運航管理者は、前3条の教育等を実施したときは、その概要を記録簿に記録しておくものとする。

(内部監査及び見直し)

第53条 内部監査を行う者は、経営トップの支援を得て関係者とともに年1回以上船舶及び陸上施設の状況並びに安全管理規定の遵守状況の他、安全マネジメント態勢全般にわたり内部監査を行うものとし、船舶の監査は、停泊中及び航海中の船舶について行うものとする。さらに重大事故が発生した場合には速やかに実施する。

- 2 内部監査にあたっては、経営トップは、その重要性を庁内に周知徹底する。
- 3 内部監査を行うに際し、安全マネジメント態勢の機能全般に関し見直しを行い、改善の必要性、実施時期について評価し、改善に向け作業する。
- 4 内部監査及び見直しを行ったときは、その内容を記録する。
- 5 内部監査を行う者は、安全統括管理者及び運航管理者等が業務の監査を行うほか、特に陸上側の安全マネジメント態勢については、監査の客観性を確保するため当該部門の業務に従事していない者が監査を行う。

第15章 雜 則

(安全管理規程等の備付け等)

- 第54条 安全統括管理者及び運航管理者は、それぞれの職務に応じ、安全管理規程（運航基準、作業基準、事故処理基準及び地震防災対策基準を含む。）及び運航基準図を船舶、出張所その他必要と認められる場所に、容易に閲覧できるよう備え付けておかなければならない。
- 2 安全マネジメント態勢を確立し、実施し、維持するために、それぞれの職務に関し作成した各種文書はそれぞれの職務に応じ適切に管理する。

(情報伝達)

- 第55条 安全統括管理者は、パソコン、庁内LAN等を活用した輸送の安全の確保に関する情報のデータベース化を行うとともに容易なアクセス手段を用意する。
- 2 輸送の安全に係る運航・整備等輸送サービスの実施に直接携わる部門が、現場の顕在的課題、潜在的課題等を、経営トップへの直接上申する手段（目安箱等、庁内メール等）を用意する。
 - 3 安全統括管理者は、前項の上申又はその他の手段他により安全に係る意見等の把握に努め、その検討、実現反映状況について当村内に周知する。
 - 4 安全統括管理者は、輸送の安全を確保するために講じた措置を適宜の方法により外部に公表しなければならない。また、輸送の安全にかかる情報を適時、外部に対して公表する。

附 則

この規程は、令和2年4月 1日より実施する。

この規程は、平成27年10月 1日より実施する。

この規程は、平成21年 6月10日より実施する。

この規程は、平成20年11月20日より実施する。

この規程は、平成18年12月12日より実施する。

運航基準

令和2年5月20日

鹿児島県三島村

鹿児島～三島～枕崎航路

目 次

第1章 目的（第1条）

第2章 運航の可否判断（第2条—第4条の2）

第3章 船舶の航行（第5条—第16条）

別表1 別表第1～別表第2 出入港配置表等

別表2 鹿児島、三島、枕崎航路基準図

別表3 鹿児島、三島、枕崎航路運航基準別表

別表4 航行安全を確保するための必要な事項

第1章 目的

(目的)

第1条 この基準は、安全管理規程（平成18年三島村規程第3号）に基づき、鹿児島～三島航路の船舶の運航に関する基準を明確にし、もって航海の安全を確保することを目的とする。

第2章 運航の可否判断

(発航の可否判断)

第2条 船長は、発航前に運航の可否判断を行い、発航地港内の気象・海象が次に掲げる条件の一に達していると認めるとときは、発航を中止しなければならない。

気象・海象 港名	風向・風速	波高	視程
鹿児島港	15 m/s以上	0.7m以上	500m以下
竹島港	北東 12 m/s 北・北西・東 15 m/s以上	1.0m以上	500m以下
硫黄島港	南東・南 12 m/s 東・南西 15 m/s以上	1.0m以上	500m以下
大里港	北西・北 12 m/s 北東・東・南東 15 m/s以上	1.0m以上	500m以下
片泊港	東・南東・南・南西 12 m/s 西・北西・15 m/s以上	1.0m以上	500m以下
枕崎漁港	15 m/s以上	0.7m以上	500m以下

2 船長は、発航前において、航行中に遭遇する気象・海象（視程を除く）に関する情報を確認し、次に掲げる条件に達するおそれがあるときは、発航を中止しなければならない。

風速 15 m/s以上 波高 4.0 m以上

3 船長は、発航前において、当該発航港に近接した海域における視程に関する情報を確認し、それぞれ次に掲げる条件に達していることが観測され、又は達するおそれがあると認められるときは、発航を中止しなければならない。

海域及び視程 発航港	発航港に近接した海域	視程
鹿児島港	山川港から知林ヶ島付近に至る海域	500m以下
硫黄島港	硫黄島港から佐多岬に至る海域（上り便）	
鹿児島港	鹿児島港から知林ヶ島に至る海域（下り便）	
鹿児島港	鹿児島港の港界線から1浬までの海域	
片泊港	片泊港から枕崎漁港に至る海峡（下り便）	
枕崎漁港	枕崎漁港から片泊港に至る海峡（上り便）	

1 船長は、前3項の規定に基づき発航の中止を決定したときは、旅客の下船、保船措置その他の適切な措置をとらなければならない。

(基準航行の可否判断等)

第3条 船長は、基準航行を継続した場合、船体の動搖等により旅客の船内における歩行が著しく困難となるおそれがあり、又は搭載貨物、搭載車両の移動、転倒等の事故が発生するおそれがあると認めるときは、基準航行を中止し、減速、適宜の変針、基準経路の変更その他適切な措置をとらなければならない。

2 前項に掲げる事態が発生するおそれのあるおおよその海上模様及び船体動搖は、次に掲げるとおりである。

風速	波浪	横揺
15 m/s以上(船首尾方向の風を除く。)	波高4.0m以上又はうねり階級4以上	横揺れ15度以上

3 船長は、航行中、周囲の気象・海象(視程を除く。)に関する情報を確認し、次に掲げる条件の一に達するおそれがあると認めるときは、目的港への航行の継続を中止し、反転、避泊又は臨時寄港の措置をとらなければならない。ただし、基準経路の変更により目的港への安全な航行の継続が可能と判断されるときは、この限りでない。

風速 15 m/s以上	波高 4.0 m以上
-------------	------------

4 船長は、航行中、周囲の視程に関する情報を確認し、次に掲げる条件に達したと認めるときは、基準航行を中止し、当直体制の強化及びレーダーの有効利用を図るとともにその時の状況に適した安全な速力とし、状況に応じて停止、航路外錨泊又は基準経路変更の措置をとらなければならない。

視程 1,000m以下

(入港の可否判断)

第4条 船長は、入港予定港内の気象・海象に関する情報を確認し、次に掲げる条件の一に達していると認めるときは、入港を中止し、適宜の海域での錨泊、抜港、臨時寄港その他の適切な措置をとらなければならない。

港名	気象・海象	風速	波高	視程
鹿児島港		15 m/s以上	0.7m以上	500m以下
竹島港		北東12m/s 北・北西・東15m/s以上	1.0m以上	500m以下
硫黄島港		南東・南12m/s 東・南西15m/s以上	1.0m以上	500m以下
大里港		北西・北12m/s 北東・東・南東15m/s以上	1.0m以上	500m以下
片泊港		東・南東・南・南西12m/s 西・北西・15m/s以上	1.0m以上	500m以下
枕崎漁港		15 m/s以上	0.7m以上	500m以下

(運航の可否判断等の記録)

第4条の2 運航管理者及び船長は、運航の可否判断、運航中止の措置及び協議の内容を航海日誌等に記録するものとする。運航中止基準に達した達した又は達するおそれがあった場合における運航継続の措置については、判断理由を記載するものとする。短い航路における運航の可否判断については適時まとめて記載してもよい。

第3章 船舶の航行

(航海当直配置等)

第5条 船長は、運航管理者と協議して次の配置（別表第1）を定めておくものとする。変更する場合も同様である。

- (1) 出入港配置
- (2) 通常航海当直配置
- (3) 狹視界航海当直配置
- (4) 荒天航海当直配置

(運航基準図等)

第6条 運航基準図に記載すべき事項は次のとおりとする。

なお、運航管理者は、当該事項のうち必要と認める事項について運航基準図の分図、別表第2・3・4を作成して運航の参考に資するものとする。

- (1) 起点、終点及び寄港地の位置並びにこれら相互間の距離
 - (2) 航行経路（針路、変針点、基準経路の名称等）
 - (3) 標準運航時刻（起点、終点及び寄港地の発着時刻並びに主要地点通過時刻）
 - (4) 船長が甲板上の指揮をとるべき海域
 - (5) 運航船舶、漁船等により、通常、船舶がふくそうする海域
 - (6) 船長が運航管理者又は運航管理補助者と連絡をとるべき地点
 - (7) 航行経路付近に存在する浅瀬、岩礁等航行の障害となるものの位置
 - (8) その他航行の安全を確保するために必要な事項
- 2 船長は、基礎経路、第2条第3項の近接海域、避険線その他必要と認める事項を常用海図に記入して航海の参考に資するものとする。

(基準経路)

第7条 基礎経路は、運航基準図に記載のとおり常用基礎経路とする。

2 基礎経路の使用基準は次表のとおりとする。

名 称	使 用 基 準
常 用 (第1) 基 準 経 路	周 年
荒 天 ・ 時 化 時 (第2) 基 準 経 路	周 年
常 用 (枕崎運航) (第1) 基 準 経 路	周 年

3 船長は、気象等の状況により、常用基準経路（第1）の基準経路の航行が安全運航上危険と判断したときは、事前に運航管理者と協議し、荒天・時化時（第2）基準経路を航行しなければならない。ただし、緊急の場合等であって事前に協議ができないときは、速やかに変更後の経路を運航管理者に連絡するものとする。

4. 運航管理者は、前項の協議又は連絡をうけたときは、当該経路の安全性について十分検討し、必要な助言又は援助を与えるものとする。

(速力基準等)

第8条 速力基準は、次表の通りとする。

「フェリーミしま」

基 準 速 力		
速 力 区 分	翼 角	速 力
港内	最 微 速	1. 2°
	微 速	5. 4°
	半 速	10. 7°
	全 速	16. 1°
航海		
	航 海 全 速	25. 7°
	最 高 速 力	25. 7°
		19. 00 ノット
		20. 09 ノット

「フェリーミしま」入渠中における代替船「フェリーとしま2」運航時

基 準 速 力		
速 力 区 分	翼 角	速 力
港内	最 微 速	5. 0°
	微 速	8. 0°
	半 速	12. 0°
	全 速	16. 0°
航海		
	航 海 全 速	28. 0°
		19. 0 ノット

2. 船長は、速力基準表を船橋内及び機関室の操作する位置から見易い場所に掲示しなければならない。

3. 船長は旋回性能、惰力等を記載した操縦性能表を船橋に備え付けておかなければならぬ。

(船長が甲板上の指揮をとるべき海域等)

第9条 船長は、法令に定めるとき及び次に掲げる海域を航行するときは、甲板にあって自ら船舶を指揮しなければならない。

- (1) 鹿児島港～神瀬燈台沖合 5 浬
- (2) 竹島港沖合 3 浬
- (3) 硫黄島港沖合 3 浬
- (4) 黒島（大里港、片泊港）沖合 3 浬
- (5) 枕崎漁港～立神沖 3 浬

(特定航法)

第10条 鹿児島港の航法

- (1) 船舶は、入港使用とするときは新港口より第2航路付近に至り、本港口燈標左に見て水路に入り、水路の右側を航行しなければならない。
- (2) 船舶は出港しようとするときは、水路の右側を航行し、神瀬燈標を左

にみて通過しなければならない。

(3) 船舶は、水路においては他の船舶と並航し又は他の船舶を追い越してはならない。

(4) 鹿児島本港口から新港口間は8ノット以下に減速して航行しなければならない。

(通常連絡等)

第11条 船長は、基準経路上の次の第1号の地点を通過したときは、運航管理者あて次の第2号の事項を連絡しなければならない。

(1) 地点

① 往路 立目岬通過時及び黒島（最終港）入港時
黒島（片泊港）出港時及び枕崎漁港入港時

② 復路 黒島出港時、竹島出港及び立目岬通過時
枕崎漁港出港時及び黒島（片泊港）入港時

(2) 連絡事項

ア 通過地点名

イ 通過時刻

ウ 天候、風向、風速、波浪、視程の状況

エ その他入港予定期刻等運航管理上必要と認める事項

2 運航管理者は、航行に関する安全情報等、船長に連絡すべき事項が生じたときは、その都度速やかに連絡するものとする。

(連絡方法)

第12条 船長と運航管理者又は、運航管理補助者との連絡は次の方法による。

区分		連絡先	連絡方法
(1)	通常の場合	当該船舶が航行し、又は停泊している地点を管理する。 (本庁又は) 出張所・代理店	船舶電話 (携帯電話)
(2)	緊急の場合	本庁又は最寄りの出張所・代理店	船舶電話 (携帯電話)

(避泊地の選定)

第13条 運航管理者は、船長と協力して選定した次の避泊地について海図をはじめ、係留施設、港湾工事の状況、漁具の設置状況、気象、海象のデーター等の資料を収集し、船舶その他必要な箇所に備え付けて置くものとする。

(1) 鹿児島港（小池沖、赤水港）

(2) 山川沖

(3) 硫黄島（長浜浦）

(4) 黒島（大平瀬、城ヶ浦）

(5) 枕崎漁港沖

2 船長は、気象・海象の悪化により避泊する必要があると認める場合は、風向、波浪の方向等を考慮して前項の避泊地のいずれかを選定するものとする。

ただし、船長の判断により当時の気象・海象、他船の停泊状況等を考慮の上、さらに適当と判断される場所を選定することは差し支えない。

3 運航管理者は、船長から避泊地の選定に関し、避泊地の気象・海象、他船の停

泊状況等の情報を求められた場合は、速やかに適切な情報の提供を行うものとする。

- 4 船長は避泊後直ちに停泊位置、停泊方法、付近の気象・海象、他船の停泊状況等を運航管理者に連絡し、その後、1時間毎に付近の気象・海象、他船の停泊状況等を運航管理者に連絡しなければならない。
- 5 前項の連絡が運航管理補助者になされた場合は、当該運航管理補助者は、直ちに当該船舶の船長から連絡事項を運航管理者に連絡しなければならない。

(入港連絡等)

第14条 船長は、入港30分前になったときは（鹿児島港向け航行中知林ヶ島沖に至ったときは）、運航管理者又運航管理補助者に次の事項を連絡しなければならない。

(1) 入港予定時刻

(2) その他入港のため必要な事項

2 前項の連絡を受けた運航管理者又運航管理補助者は、船長に次の事項を連絡するものとし、必要と認める事項については引き続き連絡するものとする。

(1) 着岸岸壁付近の停泊船及び航行船舶の状況

(2) 着岸岸壁付近の停泊船舶の状況

(3) 岸壁付近の風向、風速、視程、波浪（風浪、うねりの方向、波高）及び潮流（流向、流速）

(4) その他操船上の参考となる事項

(機器点検)

第15条 船長は入港着岸前、桟橋手前1km等入港地の状況に応じ安全な海域において、機関の後進（C P Pの場合の翼角作動）、舵等の点検を実施する。これは短い航路において、一日に何度も入出港を繰り返す場合も同様である。

(記録)

第16条 船長及び運航管理者は、基準航路の変更に関して協議を行った場合は、その内容を航海日誌等に記録するものとする。

別表第1（第5条関係）

1. 出入港配置図

位 置	配 置 人 員
船 橋	船 長 操舵員 機関長（遠隔操作）
船 首	一航士 甲板員（2人）
船 尾	二航士 機関員
機 関 室	一機士

2. 通常航海当直配置図

(1泊2日航海)

(鹿児島～三島航海)

区 間	船 橋	機 関 室
鹿児島～竹 島	船 長 操舵員外1人	機関長
竹 島～硫黄島	二航士 操舵員外1人	一機士
硫黄島～黒島（大里）	二航士 操舵員外1人	機関長
硫黄島～黒 島	二航士 操舵員外1人	一機士
黒 島～硫黄島	二航士 操舵員外1人	機関長
黒 島～硫黄島	二航士 操舵員外1人	一機士
硫黄島～竹 島	二航士 操舵員外1人	機関長
竹 島～鹿児島	一航士 操舵員外1人	一機士

(日帰り航海)

(鹿児島～三島航海)

区 間	船 橋	機 関 室
鹿児島～竹 島	船 長 操舵員 1人	操機長
竹 島～硫黄島	二航士 操舵員 1人	操機長
硫黄島～黒 島	二航士 操舵員 1人	操機長
黒 島～鹿児島	二航士 操舵員 1人	二機士
黒 島～鹿児島	一航士 操舵員 1人	二機士

3. 枕崎航海

(1泊2日航海)

区間	船橋	機関室
鹿児島～竹島	船長 操舵員外1人	機関長
竹島～硫黄島	一航士 操舵員外1人	一機士
硫黄島～黒島	一航士 操舵員外1人	機関長
黒島～枕崎漁港	二航士 操舵員外1人	機関長
黒島～枕崎漁港	二航士 操舵員外1人	一機士
枕崎漁港～黒島	二航士 操舵員外1人	機関長
枕崎漁港～黒島	二航士 操舵員外1人	一機士
黒島～硫黄島	船長 操舵員外1人	機関長
硫黄島～竹島	船長 操舵員外1人	一機士
竹島～鹿児島	一航士 操舵員外1人	機関長
竹島～鹿児島	一航士 操舵員外1人	一機士

3. 狹視界航海当直配置

通常航海当直配置に、船橋に船長、機関室に機関長を加える。特に必要な場合は、船橋、機関室に各部員を1人ずつ増員するものとする。

4. 荒天航海当直

通常航海当直配置に、船橋に、船長、機関室に、機関長を加える。特に必要な場合は、船橋、機関室に各部員を1人ずつ増員するものとする。

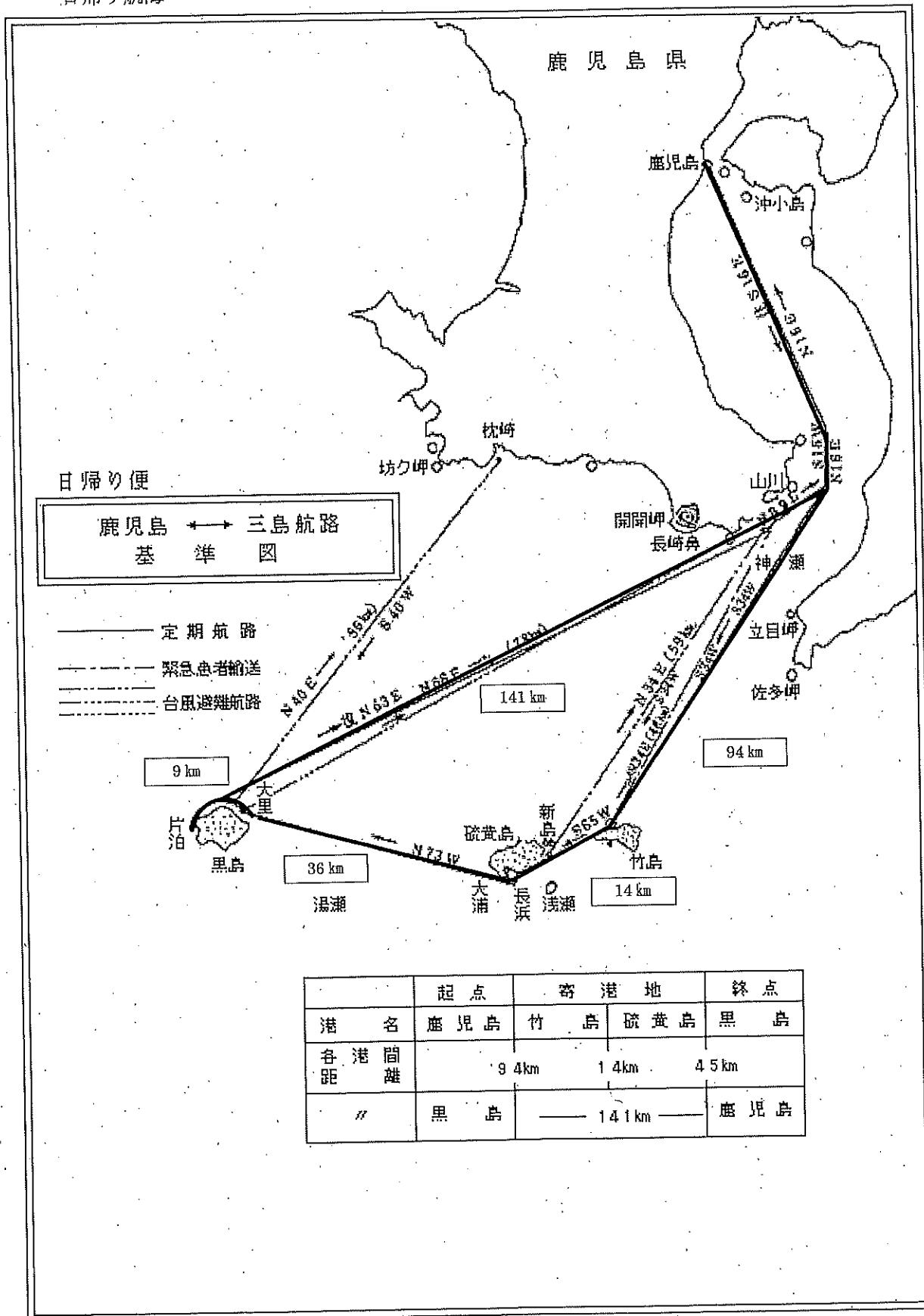
別表第3 (第6条関係)
運航基準図別表

(新) 航路名: 鹿児島 ~ 三島航路

地點番号	時刻	目標方位	通過地位		針路		距離		機関速度	所用時間	備考
			TRUE	M 8 8	距離	T. Co	M. Co	区間			
(往路)											
1	9:30	出	鹿児島		S55° W 500m	新港灯台	S16° E 19浬	(並航) 20浬	19	5:20	
2	10:40		知林灯台		S73° W 1浬	知林灯台	S16° W 5浬	(並航) 5浬	19	1:10	4:10
3	10:55		山川灯台		N73° W 2浬	山川灯台	S16° W 2.6浬	(並航) 2.6浬	19	0:15	3:55
4	12:30	入	竹島		S10° W 300m	アカサキ島	S34° W N65° W	(並航) 8浬	19	1:35	2:20
5	12:45	出	硫黄島		N10° E 200m	ヘルマ瀬	N65° W N73° W	(並航) 17浬	19	0:40	1:40
6	13:25	入	黒大里		S10° E 250m	カブリ崎	(並航) 18浬	(並航) 19	19	1:10	0:30
	13:40		島片泊						19	0:30	
	14:50										
	15:05	出									
	15:35	入									
(復路)											
1	15:50	出	黒島	片泊	S37° E 250m	カブリ崎	N73° E	(並航) 18浬	19	4:00	
2	18:10		兒ヶ水冲		神瀬灯台 2.5浬	神瀬灯台	N39° E N16° E	(並航) 4浬	19	2:20	1:40
3	18:25		山川灯台		S73° W 2浬	山川灯台	N16° E N16° W	(並航) 5浬	19	0:15	1:25
4	18:40		知林灯台		N73° W 1浬	知林灯台	(並航) N0°	(並航) 19浬	19	0:15	1:10
5	19:50	入	鹿児島		N75° E 1.5浬	神瀬灯台	(並航) 20浬	(並航) 20浬	19	1:10	
(航路)											
1	15:50	出	黒島	片泊	S37° E 250m	カブリ崎	N73° E	(並航) 18浬	19	4:00	
2	18:10		兒ヶ水冲		神瀬灯台 2.5浬	神瀬灯台	N39° E N16° E	(並航) 4浬	19	2:20	1:40
3	18:25		山川灯台		S73° W 2浬	山川灯台	N16° E N16° W	(並航) 5浬	19	0:15	1:25
4	18:40		知林灯台		N73° W 1浬	知林灯台	(並航) N0°	(並航) 19浬	19	0:15	1:10
5	19:50	入	鹿児島		N75° E 1.5浬	神瀬灯台	(並航) 20浬	(並航) 20浬	19	1:10	
(港内)											
1	15:50	出	黒島	片泊	S37° E 250m	カブリ崎	N73° E	(並航) 18浬	19	4:00	
2	18:10		兒ヶ水冲		神瀬灯台 2.5浬	神瀬灯台	N39° E N16° E	(並航) 4浬	19	2:20	1:40
3	18:25		山川灯台		S73° W 2浬	山川灯台	N16° E N16° W	(並航) 5浬	19	0:15	1:25
4	18:40		知林灯台		N73° W 1浬	知林灯台	(並航) N0°	(並航) 19浬	19	0:15	1:10
5	19:50	入	鹿児島		N75° E 1.5浬	神瀬灯台	(並航) 20浬	(並航) 20浬	19	1:10	
(航海)											
1	15:50	出	黒島	片泊	S37° E 250m	カブリ崎	N73° E	(並航) 18浬	19	4:00	
2	18:10		兒ヶ水冲		神瀬灯台 2.5浬	神瀬灯台	N39° E N16° E	(並航) 4浬	19	2:20	1:40
3	18:25		山川灯台		S73° W 2浬	山川灯台	N16° E N16° W	(並航) 5浬	19	0:15	1:25
4	18:40		知林灯台		N73° W 1浬	知林灯台	(並航) N0°	(並航) 19浬	19	0:15	1:10
5	19:50	入	鹿児島		N75° E 1.5浬	神瀬灯台	(並航) 20浬	(並航) 20浬	19	1:10	
(最高)											
1	15:50	出	黒島	片泊	S37° E 250m	カブリ崎	N73° E	(並航) 18浬	19	4:00	
2	18:10		兒ヶ水冲		神瀬灯台 2.5浬	神瀬灯台	N39° E N16° E	(並航) 4浬	19	2:20	1:40
3	18:25		山川灯台		S73° W 2浬	山川灯台	N16° E N16° W	(並航) 5浬	19	0:15	1:25
4	18:40		知林灯台		N73° W 1浬	知林灯台	(並航) N0°	(並航) 19浬	19	0:15	1:10
5	19:50	入	鹿児島		N75° E 1.5浬	神瀬灯台	(並航) 20浬	(並航) 20浬	19	1:10	
(港外)											
1	15:50	出	黒島	片泊	S37° E 250m	カブリ崎	N73° E	(並航) 18浬	19	4:00	
2	18:10		兒ヶ水冲		神瀬灯台 2.5浬	神瀬灯台	N39° E N16° E	(並航) 4浬	19	2:20	1:40
3	18:25		山川灯台		S73° W 2浬	山川灯台	N16° E N16° W	(並航) 5浬	19	0:15	1:25
4	18:40		知林灯台		N73° W 1浬	知林灯台	(並航) N0°	(並航) 19浬	19	0:15	1:10
5	19:50	入	鹿児島		N75° E 1.5浬	神瀬灯台	(並航) 20浬	(並航) 20浬	19	1:10	
(最高)											
1	15:50	出	黒島	片泊	S37° E 250m	カブリ崎	N73° E	(並航) 18浬	19	4:00	
2	18:10		兒ヶ水冲		神瀬灯台 2.5浬	神瀬灯台	N39° E N16° E	(並航) 4浬	19	2:20	1:40
3	18:25		山川灯台		S73° W 2浬	山川灯台	N16° E N16° W	(並航) 5浬	19	0:15	1:25
4	18:40		知林灯台		N73° W 1浬	知林灯台	(並航) N0°	(並航) 19浬	19	0:15	1:10
5	19:50	入	鹿児島		N75° E 1.5浬	神瀬灯台	(並航) 20浬	(並航) 20浬	19	1:10	
(最高)											
1	15:50	出	黒島	片泊	S37° E 250m	カブリ崎	N73° E	(並航) 18浬	19	4:00	
2	18:10		兒ヶ水冲		神瀬灯台 2.5浬	神瀬灯台	N39° E N16° E	(並航) 4浬	19	2:20	1:40
3	18:25		山川灯台		S73° W 2浬	山川灯台	N16° E N16° W	(並航) 5浬	19	0:15	1:25
4	18:40		知林灯台		N73° W 1浬	知林灯台	(並航) N0°	(並航) 19浬	19	0:15	1:10
5	19:50	入	鹿児島		N75° E 1.5浬	神瀬灯台	(並航) 20浬	(並航) 20浬	19	1:10	
(最高)											
1	15:50	出	黒島	片泊	S37° E 250m	カブリ崎	N73° E	(並航) 18浬	19	4:00	
2	18:10		兒ヶ水冲		神瀬灯台 2.5浬	神瀬灯台	N39° E N16° E	(並航) 4浬	19	2:20	1:40
3	18:25		山川灯台		S73° W 2浬	山川灯台	N16° E N16° W	(並航) 5浬	19	0:15	1:25
4	18:40		知林灯台		N73° W 1浬	知林灯台	(並航) N0°	(並航) 19浬	19	0:15	1:10
5	19:50	入	鹿児島		N75° E 1.5浬	神瀬灯台	(並航) 20浬	(並航) 20浬	19	1:10	
(最高)											
1	15:50	出	黒島	片泊	S37° E 250m	カブリ崎	N73° E	(並航) 18浬	19	4:00	
2	18:10		兒ヶ水冲		神瀬灯台 2.5浬	神瀬灯台	N39° E N16° E	(並航) 4浬	19	2:20	1:40
3	18:25		山川灯台		S73° W 2浬	山川灯台	N16° E N16° W	(並航) 5浬	19	0:15	1:25
4	18:40		知林灯台		N73° W 1浬	知林灯台	(並航) N0°	(並航) 19浬	19	0:15	1:10
5	19:50	入	鹿児島		N75° E 1.5浬	神瀬灯台	(並航) 20浬	(並航) 20浬	19	1:10	
(最高)											
1	15:50	出	黒島	片泊	S37° E 250m	カブリ崎	N73° E	(並航) 18浬	19	4:00	
2	18:10		兒ヶ水冲		神瀬灯台 2.5浬	神瀬灯台	N39° E N16° E	(並航) 4浬	19	2:20	1:40
3	18:25		山川灯台		S73° W 2浬	山川灯台	N16° E N16° W	(並航) 5浬	19	0:15	1:25
4	18:40		知林灯台		N73° W 1浬	知林灯台	(並航) N0°	(並航) 19浬	19	0:15	1:10
5	19:50	入	鹿児島		N75° E 1.5浬	神瀬灯台	(並航) 20浬	(並航) 20浬	19	1:10	
(最高)											
1	15:50	出	黒島	片泊	S37° E 250m	カブリ崎	N73° E	(並航) 18浬	19	4:00	
2	18:10		兒ヶ水冲		神瀬灯台 2.5浬	神瀬灯台	N39° E N16° E	(並航) 4浬	19	2:20	1:40
3	18:25		山川灯台		S73° W 2浬	山川灯台	N16° E N16° W	(並航) 5浬	19	0:15	1:25
4	18:40		知林灯台		N73° W 1浬	知林灯台	(並航) N0°	(並航) 19浬	19	0:15	1:10
5	19:50	入	鹿児島		N75° E 1.5浬	神瀬灯台	(並航) 20浬	(並航) 20浬	19	1:10	
(最高)											
1	15:50	出	黒島	片泊	S37° E 250m	カブリ崎	N73° E	(並航) 18浬	19	4:00	
2	18:10		兒ヶ水冲		神瀬灯台 2.5浬	神瀬灯台	N39° E N16° E	(並航) 4浬	19	2:20	1:40
3	18:25		山川灯台		S73° W 2浬	山川灯台	N16° E N16° W	(並航) 5浬	19	0:15	1:25
4	18:40		知林灯台		N73° W 1浬	知林灯台	(並航) N0°	(並航) 19浬	19	0:15	1:10
5	19:50	入	鹿児島		N75° E 1.5浬	神瀬灯台	(並航) 20浬	(並航) 20浬	19	1:10	

【フェリーみしま航路図】

日帰り航海



別表第3 (第6条關係)
航路名: 鹿児島~三島航路 (新)

運航基準図別表 (泊2日・2泊3日航海)

航路名: 鹿児島~三島航路 (新)

(往路)

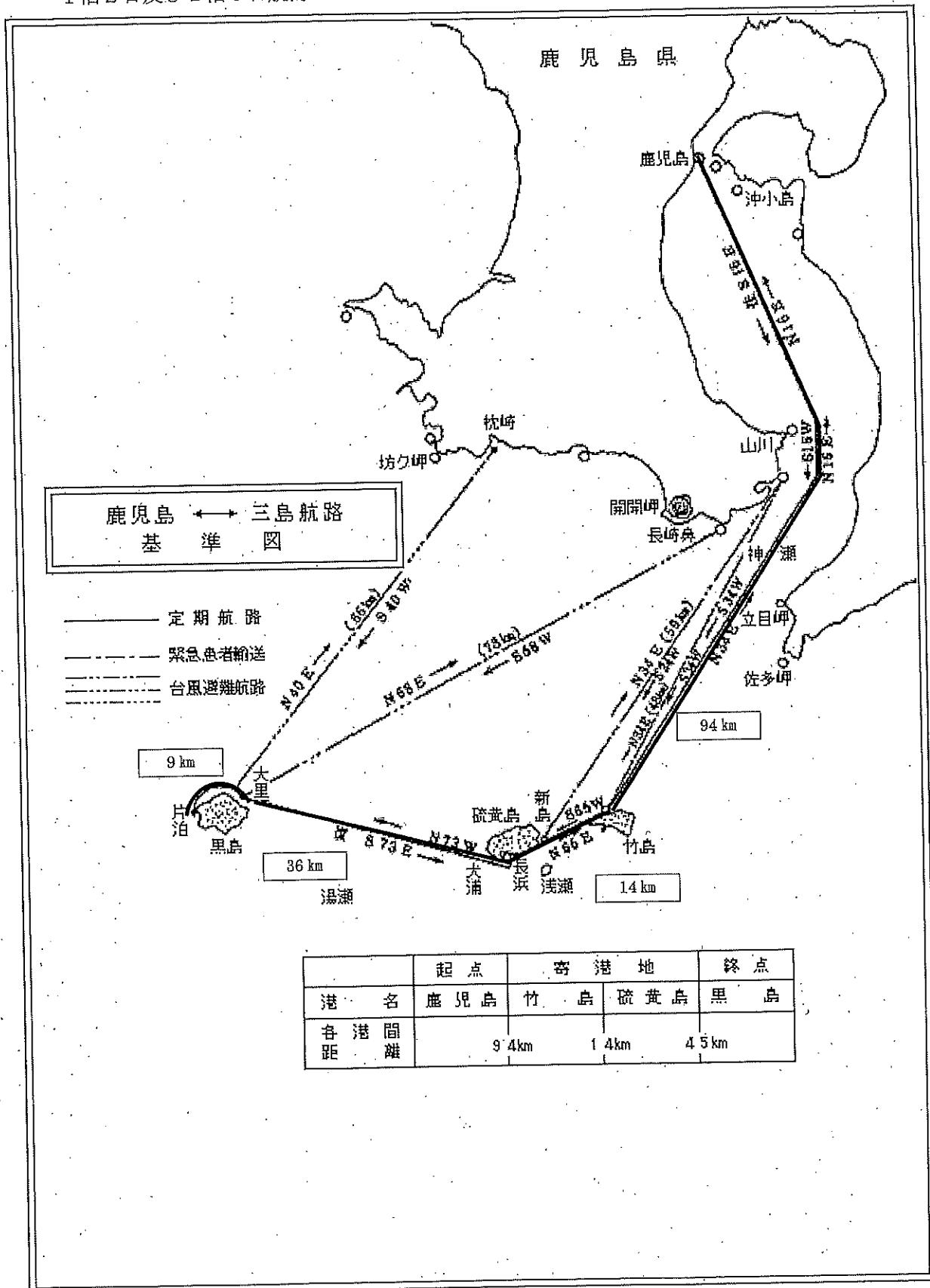
地點番号	時刻	通過地位		針路		距離		機関		所用時間		備考
		方	位	T.Co	M.Co	区間	入港地まで	速力	区間	入港地まで		
		TRUE	M 8 8									
(往路)												
1	9:30 出	鹿児島		S° 55W 500m	新港灯台	S16° E 1.9浬	(並航) 20浬	27.5°	19		5:20	
2	10:40	知林灯台		S73° W 1浬	知林灯台	S16° W 5浬	(並航) 5浬		19	1:10	4:10	
3	10:55	山川灯台		N73° W 2浬	山川灯台	S34° W 26浬		26浬	19	0:15	3:55	
4	12:30 入	竹島		S10° W 300m	アカサキ鼻	S65° W 5浬		8浬	19	1:35	2:20	
5	13:25 入	硫黃島		N10° E 200m	ハルマ瀬	N73° W 17浬		18浬	19	0:40	1:40	
6	14:50 入	黒大里		S10° E 250m	カブリ崎				19	1:10	0:30	
	15:05 出	島片泊								0:30		
	15:35 入											
(復路)												
1	08:00 出	黒大里	泊	S10° E 250m	カブリ崎	S73° E 17浬			19	0:30	5:20	
1	08:30 入	島片泊		S10° E 200m	ハルマ瀬	N65° E 17浬		18浬	19	1:10	4:50	
2	08:45 出	硫黃島		N10° W 300m	アカサキ鼻	N34° E 5浬		8浬	19	0:40	5:40	
2	09:55 入	竹島		N10° W 200m	山川灯台	N16° E 2浬		26浬	19	1:35	3:40	
3	10:50 入											
3	11:05 出											
4	12:35	山川灯台		N73° W 2浬	知林灯台	N16° W 5浬	(並航) 5浬		19	1:25	25.7°	19.0ノット
5	12:50	知林灯台		S73° W 1浬	神瀬灯台	N16° W 500m	(並航) 20浬		19	0:15	1:10	20.9ノット
6	14:05 入	鹿児島		N75° E					19	1:10		

別表4のとおり

基準速力			
速力区分	最微速	翼角	速力
港内	港外	5.4°	3.0ノット
半速	全速	10.7°	9.0ノット
航	航	16.1°	12.0ノット
海	海		
航海全速		25.7°	19.0ノット
最高速力		25.7°	20.9ノット

【フェリーみしま航路図】

1泊2日及び2泊3日航海



航行安全を確保するための必要事項

1. 航路障害物の位置

- (1) 鹿児島港入口の神瀬
- (2) 知林島から大崎東方の笠瀬に至る浅瀬
- (3) 硫黄島東側1.5海里付近の新島
- (4) 硫黄島南側1海里の浅瀬
- (5) 硫黄島と黒島間浅瀬
- (6) 枕崎漁港入口付近

2. 気象・海象による注意事項及び船舶のふくそう海峡

- (1) 海上が時化ているときは、鹿児島本港付近は潮波の影響が大きく特に夜間視界不良のときは、神瀬の位置確認が容易ではない。
- (2) 硫黄島入港の際、視界不良のとき、浅瀬の確認が容易でない。
- (3) 硫黄島西側1海里～5海里付近は、北西の季節の潮波の影響が大きい。
- (4) 片泊港内付近の潮流の影響が大きいので注意したい。

3. 航路横断の船型、航路その他の注意事項

- (1) 佐多岬沖通過時及び竹島の南側において、東航又は西航する大型貨物船、大型石油タンカーと横切り関係になった場合、避航を勧行しない船舶がある。
- (2) 鹿児島港入口、指宿及び山川港沖において、無灯火や、光力の弱い両色灯を掲げて操業している漁船があり、時化のときは、白波のため発見が遅れるので十分注意を要する。
- (3) 硫黄島港内及び黒島大平瀬付近についても、仮泊の無灯火漁船を発見することがあるから注意をようする。
- (4) 黒島～枕崎間において、東航又は西航する大型貨物船、大型石油タンカーと横切り関係になった場合、避航を勧行しない船舶がある。

4. 運航管理者との連絡地点

- (1) 往路 鹿児島港を出て立目岬通過時、黒島入港時
黒島(片泊港)出港時及び枕崎漁港入港時
- (2) 復路 黒島出港時、竹島出港時、立目岬通過時
枕崎漁港出港時及び黒島(片泊港)入港時

5. 船長の操船区間

- (1) 鹿児島港～神瀬燈台沖合5海里
- (2) 竹島港沖合3海里
- (3) 硫黄島沖合3海里
- (4) 黒島港沖合3海里
- (5) 枕崎漁港沖合3浬

6. 見張りを厳重にする区間

- (1) 鹿児島、谷山港から鹿児島本港入口及び山川港沖合
- (2) 視界不良の際は、村内全島海域
- (3) 枕崎漁港近くになると、漁船が多いので十分注意する。
- (4) 枕崎漁港の沖防が高い為、小型船の出入りが見えにくいので十分注意する。

7. 機関用意、投錨用意を行う区間

特になし

附則

この規程は、令和 2年 5月 20日より実施する。
この規程は、平成 27年 10月 1日より実施する。
この規程は、平成 25年 4月 24日より実施する。
この規程は、平成 25年 3月 15日より実施する。
この規程は、平成 21年 4月 1日より実施する。
この規程は、平成 20年 11月 20日より実施する。
この規程は、平成 18年 12月 12日より実施する。

平成18年12月12日
改正 平成24年 2月 1日
改正 令和 2年 5月20日

作業基準

鹿児島県三島村

目 次

第1章 目的（第1条）

第2章 作業体制（第2条—第4条）

第3章 危険物等の取扱い（第5条）

第4章 乗下船作業（第6条—第22条）

第5章 旅客の遵守事項等の周知（第23条・第24条）

附則

第1章 目的

(目的)

第1条 この基準は、安全管理規程（平成18年三島村規程第3号）に基づき、使用船「フェリーミしま」の作業に関する基準を明確にし、もって輸送に関する作業の安全を確保することを目的とする。

第2章 作業体制

(作業体制)

第2条 陸上作業員及び船内作業員の配置（別紙2）は、次の区分による。

なお、陸上作業指揮者及び船内作業指揮者は、作業遂行上必要と認める場合は、各係の長を指名し、その係の作業を指揮させることができる。

(1) 陸上作業

ア 陸上作業指揮者		1人
イ 乗下船する旅客の誘導	旅客係	1人
ウ 乗下船する車両の誘導	車両係	1人
エ 船舶の離接岸時の綱取り、綱放し	綱取係	2人
オ 乗船待機中の旅客及び車両の整理	駐車場整理係	1人

(2) 船内作業

ア 船内作業指揮者		1人
イ 乗下船する旅客の誘導	旅客係	1人
ウ 乗下船する車両の誘導	車両誘導係	1人
エ 車両、旅客の誘導	車両、旅客係	1人
オ 固縛装置等の取付け、取りはずし	固縛係	1人
カ 旅客乗降用施設の操作作業	操作作業係	1人

- 2 乗組員以外の者が船内作業に従事する場合は、船内作業指揮者の指揮を受けるものとする。
- 3 陸上作業指揮者及び船内作業指揮者は、作業現場にあっては、腕章等の所定の標識を付け、その所在を明確にしておくものとする。

(陸上作業指揮者の所掌)

第3条 陸上作業指揮者は、運航管理者又は運航管理補助者の命を受け、陸上作業員を指揮して、陸上における次の作業を行う。

- (1) 乗船待機中の旅客及び車両の整理
 - (2) 乗下船する旅客及び車両の誘導
 - (3) 船舶の離着岸の綱取り及び綱放し並びに旅客乗降用施設等の操作
 - (4) その他旅客及び車両の乗下船に関する作業
- (船内作業指揮者の所掌)

第4条 船内作業指揮者は、船長の命を受け、船内作業員を指揮して船舶上における次の作業を行う。

- (1) 旅客及び車両の乗下船時の誘導並びに車両の積付け

- (2) 船舶の離着岸時における旅客及び車両乗降用施設の操作
- (3) その他旅客及び車両の乗下船に関する作業

第3章 危険物の取扱い

(危険物等の取扱)

第5条 危険物の取扱いは、危険物船舶運送法及び貯蔵規則（昭和32年運輸省令第30号）等関係法令の定めるところによるほか次によるものとする。

- (1) 陸上作業指揮者は、危険物運送の申込みがあつた時は、直ちに当該危険物の分類、品目、数量、容器及び包装を確認し、運航管理者又は、運航管理補助者に報告すること。
 - (2) 運航管理者又は運航管理補助者は、報告のあつた当該危険物運送が法令等に適合するものか否かを確認し、法令等に適合しないときは運送の引き受けを拒絶しなければならない。
 - (3) 運航管理者又は運航管理補助者は、報告のあつた当該危険物運送が法令等に適合するものであるときは、船舶への積載方法について船長と協議して陸上作業指揮者に指示し、船内作業指揮者に連絡すること。
 - (4) 運航管理者又は運航管理補助者は、運送を引き受けた危険物が車両に積載されているものであるときは、当該危険物の車両への積載状況を点検のうえ船舶への積載方法について前号の措置を講ずること。
- 2 刀剣、銃器、兵器その他旅客の安全を害するおそれのある物品（以下「刀剣等」という。）の取扱いは、次によるものとする。
- (1) 陸上作業指揮者は、刀剣等の運送の申込があつたときは、直ちに運航管理者又は運航管理補助者に当該刀剣等の品目及び数量を報告すること。
 - (2) 運航管理者又は運航管理補助者は、報告のあつた当該刀剣等について、運送を拒絶し、又は一定の条件を付して運送を引き受けるよう陸上作業指揮者に指示すること。ただし、運送を引き受ける場合であつても原則として客室に持ち込むことは拒絶しなければならない。
- 3 陸上作業指揮者又は船内作業指揮者は、旅客の手荷物及び小荷物、車両の積載貨物その他の物品が前2項に該当するおそれがあると認めるときは、運航管理者、運航管理補助者又は船長のいずれかの指示を受けて、運送申込人の立会のもとに点検し必要な措置を講ずるものとする。
- 4 船長及び陸上作業指揮者は、前3項の措置を講じたときは、直ちに当該措置を運航管理者又は運航管理補助者に報告するものとする。

第4章 乗下船作業

(乗船待ちの旅客及び車両の整理)

第6条 駐車場整理係員は、乗船待ちの旅客等が船舶の離着岸作業、車両乗降用施設等の操作又は乗下船する車両により危害を受けないよう、待合所等所定の場所に整理し待機させる等安全の確保に努める。

- 2 駐車場整理係員は、乗船待ち車両を車種別、行先地別等に区分し、下船する。

旅客及び車両の通行に支障とならないよう所定の場所に駐車させる。

- 3 駐車場整理係員は貨物積載車両を点検し、積付け又は固縛の状況が不良と認められるものについては、陸上作業指揮者に報告してその指示を受け、当該車両の運転者に積付けの是正又は再固縛若しくは増固縛を行わせる。点検に際しては重量貨物又は崇高貨物積載車については特に留意するものとする。
- 4 駐車場整理係員は駐車中の車両を点検し、燃料洩れの車両があるときは、陸上作業指揮者に報告してその指示を受け、積込みまでに修理させ又は乗船を拒否するものとする。
- 5 陸上作業指揮者は、車両への積載貨物の重量又は形状が大であるため、船内における積込み場所を特定し又は船内において再固縛を施す等考慮する必要があると認められるときは、その旨を船内作業指導者に連絡する。

(乗船準備作業)

第7条 陸上作業指揮者及び船内作業指揮者は、旅客の乗船及び車両の積込み作業に関し十分な打合せを行い、各作業員に乗船開始時刻を周知する。原則として、旅客については離岸1時間前、車両については離岸1時間30分前から乗船作業を開始する。ただし、寄港地については、接岸作業後適宜乗船作業を開始する。

- 2 乗船作業開始15分前になったとき、陸上作業指揮者及び船内作業指揮者は、それぞれの作業員を配置して可動橋（車両甲板ランプドアを含む。以下同じ。）及び人道橋を架設する。
- 3 船内作業指揮者は、可動橋及び人道橋が確実に架設されていることを確認した後、陸上作業指揮者及び船内作業員に乗船開始の合図をする。

(旅客の乗船)

第8条 陸上作業指揮者は船内作業指揮者の乗船開始の合図を受けた後、陸上の旅客係員に旅客の乗船開始するよう指示する。

- 2 陸上の旅客係員は、旅客を乗降口に誘導する。
- 3 船内の旅客係員は、旅客を乗船口から船内へ誘導する。
- 4 陸上作業指揮者及び船内作業指揮者は、乗船旅客数（無料幼児を含む。）を把握し、旅客定員を超えていないことを確認して、運航管理者又は運航管理補助者及び船長にそれぞれ報告する。

(車両の積込み)

第9条 陸上作業指揮者は、船内作業指揮者の積込み開始の合図を受けた後、陸上の車両係員に車両の積込みを開始するよう指示する。

- 2 陸上の車両係員は、車両を可動橋の先端まで誘導し、船内の車両誘導係員に当該誘導を引継ぐ。この場合、乗車人に対し禁煙及びサイドブレーキのかけ忘れ防止を指示し、かつ、適当な時期にヘッドライトを消灯させておくものとする。
- 3 船内車両誘導係員は、乗船した車両の中に燃料漏れのものを発見した場合は船内作業指揮者に報告してその指示を受け、運転者に応急修理をさせるか又は下船の措置をとるものとする。
- 4 船内車両誘導係員は、陸上の車両係員から引継ぎを受けた車両をその積付け位置まで誘導する。この場合は、既に車両を離れ、客室に移動しつつある乗車人（以下「航送旅客」という。）の安全に十分注意しなければならない。
- 5 車両、旅客係員は、航送旅客を客室の通路へ安全に誘導する。

(自動車の積み付け等)

第10条 自動車の積付けは、次のとおりとする。

- (1) 自動車の負担重量を平均するよう搭載すること。
 - (2) 自動車列の両側に幅 60 cm 以上の通路を船首尾方向に設ける。
 - (3) 船首尾両端を除き、横方向に幅 1 m 以上の通路を 1 条以上設けること。
- 2 船内車両誘導員は、車両の積付けの際次の措置を講ずる。
- (1) 運転者に対して、エンジンを止め、灯火装置、ラジオ等電路系統のすべてのスイッチを切り、サイドブレーキを引くように明確に指示し、これらを確認した後、下車させ、車両区域にとどまらないよう指示すること。
 - (2) トレーラーシャーシの積付けに際しては、トレーラーヘッドの運転手に対して、切り離し時のサイドブレーキの指示及び運転手がサイドブレーキをかけたことのアンサーバックを求めるなどを確実に実施する。
 - (3) 前号の規定にかかわらず、危険物積載車の運転者に対して運航管理者、運航管理補助者又は船長のいずれかの指示を受けて必要に応じ社内にとどまるよう指示すること。また、ミキサー車、保冷車又は家畜等積載車で、航海中、作業のため車両区域に立入ることの申出があった場合で、真にやむを得ないと認めるときは必要な範囲内で当該作業を認めるものとする。
(車止め及び固縛装置取付作業等)

- 第 11 条 個縛係員は、すべての自動車について車止めを施す。
- 2 個縛係員は原則として積込まれたすべてのトラック、特殊自動車及び危険物積載車に固縛装置を取付ける。
 - 3 固縛係員は、船内作業指揮者の指示に基づき木材積載車等重心の高い自動車にはオーバーラッシングを行う。
 - 4 船長は、航行中に気象・海象が次表の左欄の条件に達するおそれがあると認めるときは、船内作業指揮者に対し、右欄の車両について車止めの増強、固縛装置の取付け、オーバーラッシング等の実施を指示する。

気象・海象	車種
船体動搖が 10° 以上に達するおそれがある時	トラック、特殊自動車等大型自動車及び危険物積載車

- 5 本船に積み付ける貨物等については、安全管理規程、作業基準による他、以下の貨物等ラッシングマニアルに従ってラッシングするものとする。
- 船内作業指揮者は船内作業員に本船に積載された貨物等を以下の要領により固縛させること。
- (1) 車両の固縛方法 (通常航海)
 - ① 積載した車両全てに車止め (4箇所) をすること。
 - ② 積載した車両を 4 点張りのラッシングをすること。
 - ア 前輪シャーシ付近より概ね 45 度の方向に 2 本
 - イ 後輪シャーシ付近より概ね 45 度の方向に 2 本
 - ③ 貨物を積載している車両で重心位置が高い車両について車体と直角にオーバーバンドによりラッシングすること。
 - (2) 車両の固縛方法 (荒天時)
 - ① トラック等大型車両については、ラッシングを 6 点張りとする。
 - ② 重心位置が高い車両については、オーバーラッシングを増強すること。
 - (3) コンテナの固縛方法
 - ① 積載するコンテナの 4 隅を、スライディングベースプレート上のスライ

ディングツイストロックにより固定すること。

- ② コンテナを2段積みする場合（貨物ハッチ内に限る）は、下方に積載したコンテナの上部4隅にツイストロックを置き積載すること。
 - ③ コンテナ上部は、それぞれのコンテナ同士をブリッヂフィティングにより固縛すること。（荒天時及び一段積みのとき）
 - ④ オンデッキにコンテナを積載するときは、上記（1）から（3）までのラッシングをするとともに、ラッシングロッド・ラッシングターンバックルによりラッシングすること。
- （4）他の貨物のラッシング
- ① 貨物はできる限り、コンテナ内に積載することとし、ラックコンテナにより混載するときは、それぞれの貨物をラッシングベルト等により固定すること。
 - ② 長尺物のラッシングは、甲板上にダンネージ等を敷き、船体のアイフレート等を利用してラッシングベルト等により固定すること。

6 船内作業指揮者は、前各項の作業終了後、作業が完全に行われたことを確認する。

（離岸準備作業）

第12条 陸上作業指揮者は、搭載予定車両の積込みが終了したときは車両係員を指揮して、直ちに各入口に遮断索を張って通行を禁止し、船内作業指揮者にその旨を連絡する。

2 船内作業指揮者は、前項の連絡を受けたときは、可動橋の収納時刻を決定し陸上作業指揮者に連絡する。ただし、特別の理由がない限り、可動橋の収納時刻は離岸時刻5分前とする。

3 収納時刻となったときは、陸上作業指揮者及び船内作業指揮者は緊密な連携の下にそれぞれの作業員を指揮して可動橋を収納する。

4 船内作業指揮者は、車両の積込みが終了したときは、作業員を指揮して航送旅客（第10条に定める危険物積載車、ミキサー車、保冷車又は家畜等積載車の運転車又は監視人を除く。）が車両区域内に残留していないことを確認した後、旅客区域と車両区域間の通路又は昇降口を遮断する。

5 陸上作業指揮者は、原則として離岸時刻5分前となつたときは、旅客の乗船完了を確認した後、船内作業指揮者と連絡をとり作業員を指揮して遮断策を張り人道橋を収納する。

6 船内の旅客係員は、人道橋が収納された後、直ちに舷門を閉鎖する。

7 船内作業指揮者は、前各項の作業が終了したときは、次に掲げる事項を速やかに船長に報告する。

（1）乗船旅客数及び搭載車両数

（2）第10条第2項第3号の措置をした場合は、その状況（車種、人員等）

（離岸作業）

第13条 陸上作業指揮者は、離岸準備作業完了後、適切な時期に出港を放送する（発航ベルを鳴らさせる）とともに、見送り人等が離岸作業により危害を受けないう退避させ、岸壁上の状況が離岸に支障がないことを確認して、その旨船内作業指揮者に連絡し、綱取係員を所定の位置に配置する。

2 船長は、すべての出港準備作業が完了したことを確認したならば、他の

船舶の動静その他周囲の状況が出港に支障のないことを確認の上、係留索を放させ慎重に離岸、出港する。

3 陸上作業指揮者は、船長の指示により綱取係員を指揮して迅速に、確実に係留索を放す。

(船内巡視)

第14条 船内巡視は、別紙1に定める組織及び要領により実施する。

2 船長は、荒天等のため臨時の巡視の必要を認めたときは、臨時船内巡視班を編成して前項以外の巡視を実施させる。

3 船内巡視員は、異常の有無（安全確保上改善を必要とする事項がある場合は当該事項を含む。）を船長又は当直航海士に報告し、巡視結果を巡視記録簿に記録する。

(着岸準備作業)

第15条 運航管理者又は、運航管理補助者は、船長から入港連絡を受けたならば陸上作業指揮者に対し着岸準備作業の開始を指示する。

2 陸上作業指揮者は、船舶の着岸時刻15分前まで綱取り作業及び人道橋の架設等に必要な作業員を配置し、着岸準備を行う。

(着岸作業)

第16条 陸上作業指揮者は、綱取係員を指揮して迅速、確実に綱取作業を実施する。この場合、陸上作業指揮者は、作業員が係留索の発射又は係留索の急緊張等により危害を受けることのないよう十分注意する。

2 船内作業員は、船長の指示により迅速、確実に係留作業を実施する。

3 船内作業指揮者は、船内の旅客係員を指揮して、船内放送等により着岸時の衝撃による旅客の転倒事故を防止するため、旅客へ着席や手すりへの掴まりを指示する。

(係留中の保安)

第17条 船長及び運航管理者は又は運航管理補助者は係留中、旅客及び車両の安全に支障のないよう係留方法並びに可動橋及び人道橋の保安に十分留意する。

(下船準備作業)

第18条 船長は船体が安全に着岸したことを確認した後、船内作業指揮者に下船のために必要な作業の開始を指示する。

2 船内作業指揮者は、前項の指示を受けたときは船内作業員を指揮して、車両区域の出入口を開放、車両のオーバーラッシング及び固縛装置を取り外し、陸上作業指揮者と緊密な連携のもとに可動橋、人道橋を架設し、舷門を開放する。

3 船内作業指揮者は、可動橋の架設完了を確認した後、固縛係員を指揮して車両の車止めを取りはずす。

4 船内作業指揮者は、船内の旅客係員を指揮して適切な時機に船内放送等により乗客に下船準備の案内をする。

(旅客の下船)

第19条 船内旅客係員は、船内作業指揮者の指揮を受け人道橋の架設完了を確認した後、旅客を誘導して下船させる。

(車両の陸揚げ)

第20条 船内作業指揮者は、船内の旅客係員を指揮して航送旅客の乗車に先立ち船内放送等により次の事項を周知する。

- (1) 運転車は、係員の指示に従ってエンジンを始動すること。
- (2) 航送旅客は、車両甲板では禁煙を厳守すること。
- 2 船内作業指揮者は、着岸後、船内車両誘導係員を指揮して航送旅客を乗車させる。
- 3 陸上作業指揮者は、可動橋及びその付近の状況に異常のないことを確認した後、通行止めをとき、船内作業指揮者に陸揚げの合図をする。
- 4 船内作業指揮者は前項の合図を受けたときは、船内における車両の陸揚げ準備が完了していることを確認した後、船内車両誘導係員に車両の陸揚げを開始させる。
- 5 船内車両誘導係員は、車両を可動橋上に停止させることができないよう誘導する。
- 6 船内車両誘導係員はトレーラーシャーシの陸揚げに際しては、トレーラーヘッドの運転手に対して接続作業のサイドブレーキの指示及び運転手がサイドブレーキをかけたことのアンサーバックを求めることを確実に実施する。
- 7 陸上作業指揮者は、車両の陸揚げに際しては、陸上作業員を指揮して可動橋及びその付近並びに陸上構内における車両通行の安全の確保に当たる。

(下船の終了)

- 第21条 陸上げ作業指揮者は、船内作業指揮者から旅客及び車両の下船が完了した旨の連絡を受けた後、陸上作業員を指揮して可動橋及び人道橋を収納する。
- 2 陸上げ作業指揮者及び船内作業指揮者は、旅客及び車両の下船が完了したときは、その旨及び異常の有無を、それぞれ運航管理者又は運航管理補助者及び船長に報告する。

(車両の積込み等の中止)

- 第22条 船内作業指揮者及び陸上作業指揮者は、気象・海象の変化その他の理由により、車両の積込み又は陸揚げが危険になったと認めるときは、作業を中断し船長及び運航管理者又は運航管理補助者にその旨を連絡する。
- 2 船長は前項の連絡を受けたときは、作業現場の状況を確認し、運航管理者又は運航管理補助者と協議して作業を中止するか否かを決定する。
 - 3 船長及び運航管理者又は運航管理補助者は、作業の中止又は継続を決定したときは、直ちに船内作業指揮者及び陸上作業指揮者にその旨を指示する。

第5章 旅客の遵守事項等の周知

(乗船待ち旅客に対する遵守事項等の周知)

- 第23条 運航管理者又は運航管理補助者は、乗船待ちの旅客に対して次の事項を掲示等により周知しなければならない。周知事項の掲示は駐車場及び旅客待合所とする。

- (1) 旅客及び車両は、乗下船時、係員の誘導に従うこと。
- (2) 車両は、乗下船時、徐行すること。
- (3) 車両は、乗下船時、乗降中の他の車両の前に割込まないこと。
- (4) 車両は、乗船時、係員の指示に従いヘッドライトを消灯すること。(夜間)
- (5) 車両甲板における喫煙その他火気の取扱は禁止されていること。

- (6) 車両甲板は、航行中、立入りが禁止されること。
- (7) 車両甲板で下車する際は、必ずエンジンを止め、サイドブレーキを引き、全てのスイッチを切り、施錠しておくこと。
- (8) 船内においては、船長その他の乗組員の指示に従うこと。
- (9) 船内においては、他人に危害を加えるような行為又は迷惑をかける行為をしないこと。
- (10) その他旅客の安全に関して旅客に周知すべき事項（臨時に周知事項が生じた場合の当該事項を含む）

（乗船旅客に対する遵守事項等周知）

第24条 船長は、旅客が乗船している間適宜の時間に次の事項を放送等により周知しなければならない。

- (1) 旅客の禁止行為が掲示されている場所及びその主要事項
- (2) 救命胴衣の格納場所、着用方法
- (3) 非常の際の避難要領（非常信号、避難経路等）
- (4) 車両区域内における注意事項
 - ア 車止め及び固縛装置を自分ではずさないこと。
 - イ エンジンの始動は、係員の指示に従って行うこと。
 - ウ 車両の運転手は、乗組員の誘導に従い、徐行すること。
- (5) 病気、盗難等が発生した場合の乗組員への通報
- (6) その他旅客が遵守すべき事項
 - ア 下船及び非常の際は、係員の指示に従うこと。
 - イ 航海中、許可なく車両区域に立入らないこと。
 - ウ 下船の際は、係員の指示に従って車両区域に入ること。

2 船長は、船内の見やすい場所に前項各号の事項を掲示しておかなければならない。

附則（平成24年2月1日）

この基準は、平成24年2月1日から実施する。

別紙1（第14条関係）

船 内 巡 視 実 施 要 領

船内巡視実施要綱

1 巡視時間

巡視員は、離岸後直ちに定められた経路によって巡視し、異常の有無を口頭をもつて船長に報告する。

船長は巡視員の報告により巡視記録簿に記載する。

2 巡視員

船長は、当日の勤務配置により巡視場所を定め、巡視員に周知させる措置、その他必要事項について、十分指導を行うものとする。

3 巡視場所及び点検事項

別紙、巡視記録簿に掲げる場所及び巡視内容について、巡視を行うこととする。

4 異常がある場合の措置

巡視員は、異常を発見した場合、必要な措置をとり船長に連絡し、船長は急迫した危険があるときは、直ちに各部署に対し、緊急発動を指示するものとする。

事 故 処 理 基 準

平成27年10月 1日

鹿児島県 三島村

鹿児島～三島～枕崎航路

目 次

第1章 総 則

第2章 事故発生時の通報

第3章 事故の処理等

別 表 1 非常連絡表

別 紙 運航管理上の運航管理補助者等名簿

別 表 2 官公署連絡表

別 表 3 医療機関連絡表

第1章 総則

(目的)

第1条 この基準は、安全管理規程に基づき、当村の運航中の船舶に係る事故等の処理に対して、安全管理規程の運用上の基準を明確にすることにより、事故処理を迅速かつ適切に実施し、人命の安全の確保と損害の局限を図るとともに、事故等の原因を究明し、将来の船舶の運航の安全に資することを目的とする。

(事故等の範囲)

第2条 この基準において、「事故」とは当村の運航中の船舶に係る(1)～(4)に掲げる事象を言い、「事故等」とは事故及び(5)の事態(以下「インシデント」という。)をいう。

- (1) 旅客、乗組員又はその他の乗船者の死亡、行方不明、負傷若しくは疾病又はその他の人身事故(以下「人身事故」という。)
- (2) 衝突、乗揚げ、火災、浸水、漂流、行方不明、機関停止等重大な機関故障又はその他の救助を必要とする船舶の海難事故
- (3) 航路の障害、港湾施設の損傷又は荒天等による運航の阻害
- (4) 強取(乗っ取り)、殺人、障害又は暴行・脅迫等の不法行為による運航の阻害
- (5) 前期(1)～(3)の事象に至るおそれの大きかった事態

(軽微な事故への準用)

第3条 本事故処理基準は、必要に応じ、前条に定める事故以外の当村の運航中の船舶に係る事故に準用するものとする。

第2章 事故等発生時の通報

(非常連絡)

第4条 船長は、事故の状況を運航管理者又は運航管理補助者に報告する場合は速報を旨とし、判明したものから逐次追報することにより次条の項目を網羅するよう心がけなければならない。

2 船長の海上保安官署等への連絡は、初動時は「118」による。以後、

別表2「官公署連絡表」により最寄りの海上保安官署等に行うものとする。

- 3 運航管理者又は運航管理補助者は事故が発生した時は、速やかに、事故の状況について判明したものから逐次電話【FAXを含む】又は口頭で運輸局等に報告するものとする。インシデントが発生したときは、被害発生に及ばないことを見極めた上、後日資料化するものとするが、同種事案が再発する可能性が高い場合は、遅滞なく、その状況を運輸局等に報告するものとする。非常連絡事項を記載した報告様式【FAX用紙】を船舶及び事務所に備え置くものとする。
- 4 非常連絡は、原則として、別表1によるものとする。ただし、事故の内容によっては、運航管理者の判断で、運輸局等及び海上保安部等除き連絡すべき範囲を限定することができる。

(非常連絡事項)

第5条 事故が発生した場合の連絡は、原則として次の区分により行うものとする。

(1) 前事故等に共通する事項

- ① 船名 ② 日時 ③ 場所 ④ 事故等の種類 ⑤ 死傷者の有無
- ⑥ 救助の要否 ⑦ 当時の気象・海象

(2) 事故等の態様による事項

事 故 等 の 種 類	連 絡 事 項
a 衝 突	<ul style="list-style-type: none">① 衝突の状況（衝突時の両船の針路、速力等又は岸壁等への接近状況）② 船体、機器、車両の損傷状況③ 浸水の有無（あるときは、その程度及び防除措置）④ 流出油の有無（あるときは、その程度及び防除措置）⑤ 自力航行の可否⑥ 相手船の船種、船名、総トン数、(用)船主、船長名（できれば住所、連絡先）船舶衝突の場合⑦ 相手船の状況（船体損傷の状況、死傷者の有無、救助の要否等）船舶衝突の場合
b 乗 揚 げ	<ul style="list-style-type: none">① 乗揚げの状況（乗揚げ時の針路・速力、海底との接触箇所、船体傾斜、吃水の変化、陸岸との関係等）

b		<p>② 船体周囲の水深、底質及び付近の状況 ③ 潮汐の状況、船体に及ぼす風潮波浪の影響 ④ 船体・機器、車両の損傷状況 ⑤ 浸水の有無（あるときはd項） ⑥ 離礁の見通し及び陸上からの救助の可否 ⑦ 流出油の有無（あるときはその程度及び防除措置）</p>
c	火 災	<p>① 出火場所及び火災の状況 ② 出火の原因 ③ 船体、機器、車両の損傷状況 ④ 消火作業の状況 ⑤ 消火の見通し</p>
d	浸 水	<p>① 浸水箇所及び浸水の原因 ② 浸水量及びその増減の程度 ③ 船体、機器、車両の損傷状況 ④ 浸水防止作業の状況 ⑤ 船体に及ぼす風浪の影響 ⑥ 浸水防止の見通し ⑦ 流出油の有無（あるときはその程度及び防除措置）</p>
e	強取、殺人傷害、暴行等の不法行為	<p>① 事件の種類 ② 事件発生の端緒及び経緯 ③ 被害者の氏名、被害状況等 ④ 被疑者の人数、氏名等 ⑤ 被疑者が凶器を所持している場合は、その種類、数量等 ⑥ 措置状況</p>
f	人身事故 (行方不明を除く。)	<p>① 事故の発生状況 ② 死傷者数又は疾病者数 ③ 発生原因 ④ 負傷者又は疾病的程度 ⑤ 応急手当の状況 ⑥ 緊急下船の必要の有無</p>
g	旅客、乗組員等の行方不明	<p>① 行方不明が判明した日時及び場所 ② 行方不明の日時、場所及び理由（推定） ③ 行方不明者の氏名等 ④ 行方不明者の遺留品等</p>

h	その他の事故	① 事故の状況 ② 事故の原因 ③ 措置状況
I	インシデント	① インシデントの状況 ② インシデントの原因 ③ 措置状況

第3章 事故の処理等

(船長のとるべき措置)

第6条 事故が発生したときに、旅客の安全、船体、車両の保全のために船長が講ずべき必要な措置はおおむね次のとおりである。

(1) 海難事故の場合

- ① 損傷状況の把握及び事故局限の可否の検討
- ② 人身事故に対する早急な救護
- ③ 連絡方法の確立（船内及び船外）
- ④ 旅客への正確な情報の周知及び状況に即した適切な旅客の誘導
- ⑤ 二次災害及び被害拡大を防止するための適切な作業の実施

(2) 不法事件の場合

- ① 被害者に対する早急な救護
- ② 不法行為者の隔離又は監視
- ③ 連絡方法の確立（船内及び船外）
- ④ 旅客に対する現状及び措置状況の周知と旅客の軽率な行為の禁止
- ⑤ 不法行為が継続している場合、中止を求める不法行為者への設得

(運航管理者のとるべき措置)

第7条 運航管理者は、通常連絡、入港連絡等の船長からの連絡が異常に遅延している場合又は連絡なしに入港が異常に遅延している場合は、遅滞なく船舶の動静把握のために必要な措置を講じなければならない。

2 運航管理者は、前項の措置を講じたにもかかわらず船舶の動静を把握できないときは、直ちに関係海上保安官署等に連絡するとともに第4条（非常連絡）に従って関係者に通報しなければならない。

3 事故の発生を知ったとき又は船舶の動静が把握できないときに運航管理者がとるべき必要な措置はおおむね次のとおりである。

- (1) 事故の実態把握及び救難に必要な情報の収集及び分析
- (2) 海上保安官署への救助要請
- (3) 行方不明者の捜索又は本船の救助のための捜索船又は救助船等手配
- (4) 必要人員の派遣及び必要物資の補給等
- (5) 船長に対する必要事項の連絡及び助言
- (6) 医師、病院、宿舎の手配等の旅客の救護のための措置
- (7) 乗船客の氏名の確認及びその連絡先への通知

(事故処理組織)

第8条 事故処理の組織、編成及び職務は次表のとおりとする。

事故処理組織表

	職務
経営トップ (村長)	総指揮
安全統括管理者 運航管理者	総指揮補佐又は総指揮
救難対策班 班長 総務課長 班員 総務課員	事故の実態把握、事故関係情報の収集、船舶及び関係機関との連絡、救難の実施その他救難に必要な事項に関すること
旅客対策範囲班 班長 民生課長 班員 民生課員及び会計課員	旅客及び被災者の把握、被災者の救護、欠航便の旅客処理その他旅客、車両対策に関すること。
庶務対策班 班長 経済課長 班員 経済課員	被災者の近親者への連絡及び世話、報道関係者の応接（発表を除く。）救難関係物資の調達・補給、その他庶務に関すること。

2 運航管理者は、事故の種類、規模に応じて前項の組織又は要員を変更することができる。

(医療救護の連絡等)

第9条 船長及び運航管理者は、船内に医療救護を必要とする事態が発生したときは、乗船者に医師がいる場合はその医師の協力を要請することとし、不在の場合は別表3「医療機関連絡表」により最寄りの医師と連絡をとり、

その指示のもとに適切な措置を講じなければならない。

(現場の保存)

第10条 船長及び運航管理者は、事故の処理後関係海上保安官署と連絡をとりつつ、運航に支障のない限り事故の原因の調査を行うとともに、事件の捜査の対象となる場所及び物品の保存に努めなければならない。

(事故調査委員会)

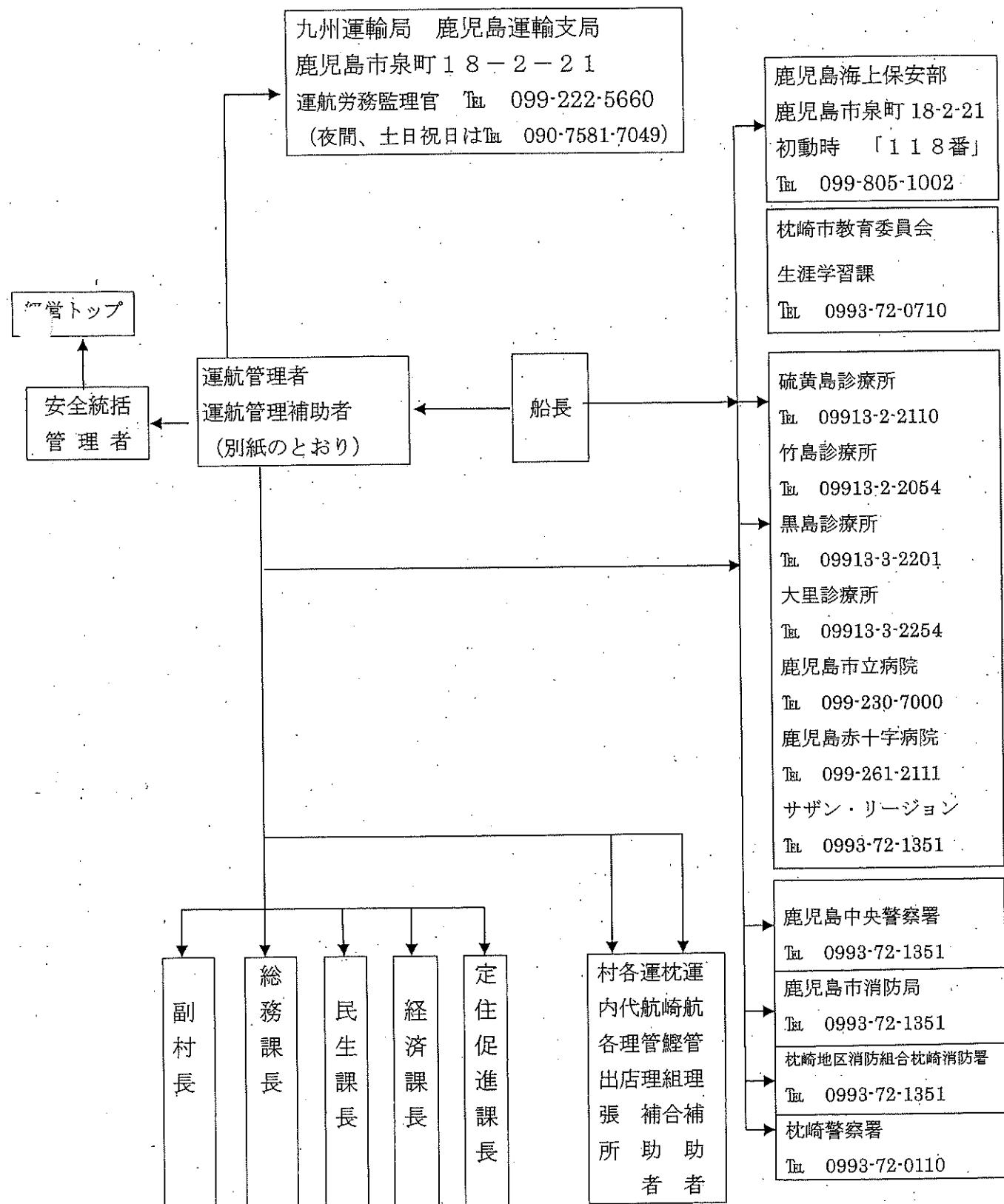
第11条 事故調査委員会の組織及び編成は、原則として次のとおりとする。

事故調査委員会

	職名
委員長	村長
副委員長	安全統括管理者 運航管理者
委員長	副村長
委員	関係運航管理補助者
〃	総務課長
〃	民生課長
〃	経済課長
〃	定住促進課長

非 常 連 絡 表

別表 1



別紙

運航管理担当者名簿

勤務地	運航管理上の職名	部関係	
鹿児島市	安全統括管理者	船舶課長	
鹿児島市	運航管理者	船舶課主幹兼係長	
鹿児島市	運航管理補助者	船舶課長	
三島村竹島	運航管理補助者	竹島出張所長	
三島村竹島	運航管理補助者	竹島荷役組合長	
三島村硫黄島	運航管理補助者	硫黄島出張所長	
三島村硫黄島	運航管理補助者	硫黄島所長代理	
三島村黒島大里	運航管理補助者	大里出張所長	
三島村黒島大里	運航管理補助者	大里所長代理	
三島村黒島片泊	運航管理補助者	片泊出張所長	
三島村黒島片泊	運航管理補助者	片泊所長代理	
鹿児島市	運航管理補助者	中川運輸(株)	
鹿児島県枕崎市	運航管理補助者	南薩エーコート(株)	

別表 2

官公署連絡表

(事故処理基準第2章第4条2)

【上保安部】

第10管区海上保安部	099-223-2291
鹿児島海上保安部(警救課)	099-222-6681
(救急)	099-223-4999
山川保安署	0993-34-1000
(救急)	0993-34-2999

【国土交通省】

九州運輸局海上安全環境部	092-472-3181
運航労務監理官	
九州運輸局鹿児島運輸支局	099-222-5660~5661

【警察署】

鹿児島中央警察署	099-225-4422
鹿児島中央警察署硫黄島駐在所	09913-2-2111
枕崎警察署	0993-72-0110

【消防局】

鹿児島市消防局	099-222-0119
枕崎地区消防組合枕崎消防署	0993-72-0049

別表 3

医療機関連絡表

```
graph TD; 船長[船長] --> 管理者[運航管理者]; 管理者 --> 表[医療機関連絡表];
```

1	硫黄島診療所 電話 (09913) 2-2110
2	竹島診療所 電話 (09913) 2-2054
3	黒島診療所 電話 (09913) 3-2201
4	大里診療所 電話 (09913) 3-2254
5	鹿児島赤十字病院 電話 (099) 261-2111
6	鹿児島市立病院 電話 (099) 230-7000
7	サザン・リージョン電話 (0993) 72-2128 枕崎市内 (病院)

附 則

この規程は、平成27年 10月 1日より実施する。

この規程は、平成18年12月12日より実施する。

地 震 防 災 対 策 基 準

(平成26年10月1日)

目 次

第1章 総則

第2章 防災体制及び情報伝達

第3章 点検及び整備

第4章 船舶の運航中止及び避難等

第5章 教育、訓練及び広報

鹿児島県三島村

第1章 総則

(目的)

第1条 この基準は、安全管理規程第3条に基づき、地震が発生した場合又は津波警報等が発せられた場合に実施する措置並びに地震に係る防災訓練並びに地震防災上必要な教育及び広報に関する事項を定め、地震防災対策を迅速かつ的確に実施し、人命の安全確保と被害の軽減を図ることを目的とする。

(地震防災対策実施上の基本方針)

第2条 地震防災対策は、次に掲げる基本方針のもとに、原則として次章以下に定めるところにより実施するものとし、これによることが不適当な不測の事態が生じた場合には、事態に即応した最善の措置をとるものとする。

(1) 人命の安全確保を最優先とする。

(2) 関係機関と相互に密接な連携をとりつつ全力をあげて対処する。

(適用)

第3条 この基準は、当村が営む次の航路に適用する。

(1) 鹿児島～三島航路

(2) 三島～枕崎

第2章 防災体制及び情報伝達

(地震防災対策組織の設置)

第4条 地震が発生した場合（小さな揺れで、運航等に支障がないと判断できる場合を除く。）又は津波警報等が発せられた場合（以下「地震発生時等の場合」という。）には、地震防災対策組織（以下「対策組織」という。）を設置するものとし、その組織及び編成を別図1のとおりとする。

(職務及び権限の委任)

第5条 対策組織の要員の職務は、別図2のとおりとする。

(情報の伝達経路)

第6条 地震等に関連する情報の伝達経路は、別図3のとおりとする。

2 運航管理者（本庁）、（出張所）の防災対策部長と船長との連絡は、携帯電話により行う。

(旅客に対する情報の伝達)

第7条 本庁及び出張所の旅客対策部長並びに船長は、地震に関連する情報を乗船待合所の旅客及び船内の旅客に対し、速やかに伝達し周知する。

2 地震等に関連する情報の伝達にあたっては、次の事項に留意し、旅客の混乱を招かないよう配慮する。

- (1) ラジオ又はテレビ等により情報を確認し正確を期するとともに、旅客が直接ラジオ又はテレビ等を視聴できるよう考慮する。
- (2) 船舶の運航方針等をあわせ伝達する。
- (3) 市町村長等から住居者等に対する避難の指示又は勧告が出ている場合には、避難場所、避難経路その他避難の要領を教示する。
- (4) 非常の場合の避難要領、救命胴衣の格納場所及び着用方法等を周知・徹底する。

第3章 点検及び整備

(平常時の点検及び整備)

- 第8条 運航管理者及び船長は、あらかじめ起終点又は寄港地及びその周辺海域並びに第11条に定める避難予定海域及び避難予定港湾につき、海図をはじめ事前に把握し、津波に関する情報、港湾施設の状況、漁具の設置状況等の資料を収集し、船内その他の必要な場所に備え付けておくものとする。
- 2 船長は発航前に食料、飲料水、燃料等を点検し、これらが運航を中止した場合、数日間の海上への避難又は避難予定港湾への航行に十分であることを確認し、必要に応じ補給しておくものとする。
- 3 運航管理者及び船長は、情報の収集及び確認のため船内その他の必要な場所にラジオを備え付け、常に使用可能な状態に整備しておくものとする。

(津波警報発令時等の場合の点検及び整備)

- 第9条 船長は、津波警報が発せられたことを知った場合には、情報を把握し、津波到達まで時間的余裕があり、かつ、避難に要する時間を十分確保できる場合には、船体、機関、救命・消防設備等の点検を行い、特に船内移動物の固縛及び危険物の保管に万全を期するものとする。

第4章 船舶の運航中止及び避難等

(運航中止)

- 第10条 地震発生時等の場合は、原則として直ちに運航を中止する。但し、地震等の影響を受けるおそれのない安全な港へ向けて運航中若しくは直ちに安全な港へ向けて出港しようとしている場合はこの限りではない。

(運航中止後の船舶の避難及び保安)

- 第11条 第10条の規定に従い運航を中止した時点において、着桟中の場合は安全を確認し、旅客の取扱（乗下船の必要性等。以下同じ。）を判断したうえで、下記（1）から（3）のいずれか、また、航行中の場合は直ちに、下記（1）または（2）のいずれかにより避難及び保安措置を講ずる。

- (1) 概ね鹿児島港沖合の他船の交通の妨げとならず、かつ、津波による被害のおそれのない広い海域へ避難し航走、漂泊又は錨泊のうえ所要の保安措置を講ずる。
- (2) 鹿児島港又は村内各港等、次の全ての事項が確認できる港へ避難する。この場合にあっては、状況変化に対応しいつでも移動、避難できるよう、航海要員を配置し、機関用意をしておくものとする。
- イ 津波警報等が発令されていないこと。
- ロ 海上保安庁による交通規制（入港の制限又は避難の勧告）がなされていないこと。
- ハ 港湾管理者による港湾施設の使用制限がなされていないこと。
- ニ 市町村長等による居住者等に対する避難の指示又は勧告がなされていないこと。
- (3) 係留を継続する場合には、係留索の増取り、錨の投入等係留を強化するなど十分な保安措置を講ずるものとする。

(運航中止後の旅客の取扱)

第12条 運航を中止し、旅客を下船させた場合又は乗船させない場合であって、当該港について市町村長等の居住者等に対する避難の指示又は勧告がなされている等旅客の避難が必要とされるときの避については、各市町村長が定める避難要領に従い実施するものとする。避難に際して旅客を下船させる場合又は乗船させない場合、旅客の船内からターミナル等への誘導を適切に実施し、ターミナル等においてその管理者等へ旅客を適切に引き渡すものとする。

(避難先等の通報)

第13条 船長は、第11条により避難した場合には、速やかに防災対策部長に対し、避難位置、避難後の状況等を通報するとともに、以後の連絡を密にするものとする。また、防災対策部長は、これを運輸局等その他の関係機関へ「事故処理基準に基づく非常連絡表通報機関一覧表」により通報するものとする。

(避難時の留意事項)

第14条 第11条による避難を行う場合には、次の事項に留意し、万全の保安措置を講ずるものとする。

- (1) 他の避難船等も多く、混雑が予想されるので衝突等を避けるため、操船には慎重を期すること。
- (2) 狹い水道や港口付近を航行中津波が来襲すると圧流による偏位や蛇効の変更のため乗場、衝突等の危険も考えられるので、見張り、船位確認の徹底、機関用意、錨用意等十分な保安措置を講ずること。
- (3) 锚泊中津波が来襲すると振回りや走錨による他船との接触や乗揚等の危険も考えられるので、錨鎖の伸長、第二錨の使用、機関用意等の措置をとること。

(運航の再開)

第15条 第10条により運航を中止した船舶は、津波警報等が発せられている場合に
はこれが解除され、かつ、使用港湾につき安全が確認される等運航再開に支障がないと認められた場合には運航を再開する。

(地震発生後の旅客の下船)

第16条 第11条により旅客を乗船させたまま海上へ避難した場合であつて、地震が
発生し、津波が去った後、第15条による確認ができず、短時間で運航を再開する見
込みがない場合には、港湾施設の損傷状況、水深等を慎重に確認し、安全な港へ入
港して旅客を下船させる等の措置を講ずるものとする。この場合において、津波は、
必ずしも第1波が最大振幅をもって来襲するとは限らないということに留意する
ものとする。

(発災後の措置)

第17条 旅客、乗務員、船舶等に被害が生じたときは、事故処理基準の定めるところ
により措置するものとする。

第5章 教育、訓練及び広報

(地震防災に関する教育及び訓練)

第18条 運航管理者は、地震防災対策本部と協力して、当村単独に又は関係機関若し
くは関係事業者と共同して地震防災に関する教育及び訓練を計画的に実施するもの
とする。

2 地震防災に関する教育については、特に次に掲げる事項に重点をおいて実施するも
のとする。

- (1) 地震に伴い発生すると予想される地震動及び津波に関する知識
- (2) 地震及び津波に関する一般的な知識
- (3) 地震が発生した場合に具体的にとるべき行動に関する知識
- (4) 職員等が果たすべき役割
- (5) 地震防災対策として現在講じられている対策に関する知識
- (6) 今後地震対策として取り組む必要がある課題

3 地震防災に関する訓練の計画は、特に次の事項に重点において実施するものとする。

- (1) 地震等に関する情報の収集、伝達
- (2) 従業員、旅客等の避難に関する事項
- (3) 旅客に対する広報
- (4) 資機材等の点検

(地震防災に関する広報)

第19条 総務課長は地震発生時等の場合の運航及び避難に関する計画、下船した旅客
の避難場所、避難経路等を示す図面等をあらかじめ乗船待合所に掲示しておくとと

もに、これらを記載したパンフレットを船内にその他の場所に備え付けておくものとする。

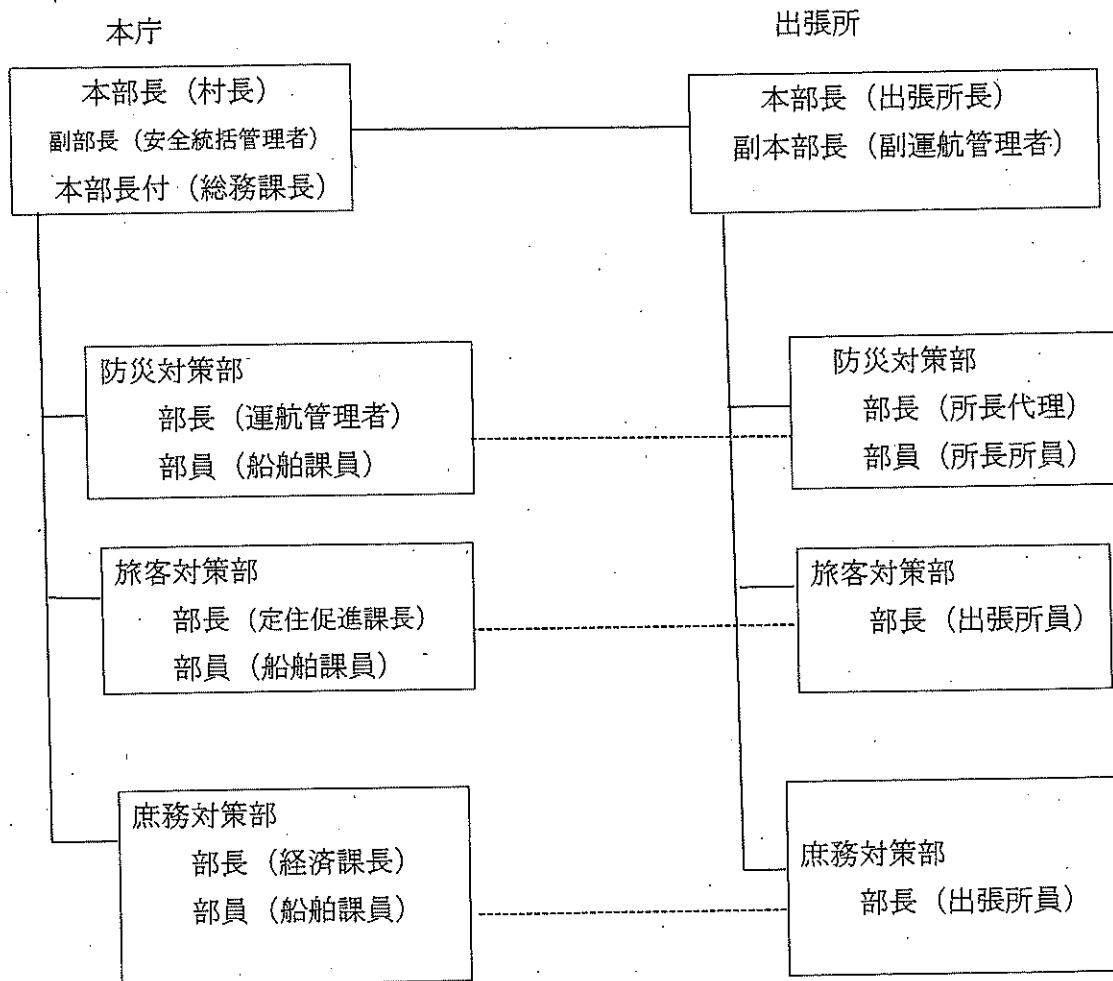
(別添) 主要施設の位置図

(別添) 航路図

別図1

地震防災対策組織編成表

地 震 防 災 対 策 本 部



別図2

地震防災対策組織の要員の職務

(1) 本庁地震防災対策本部員の職務

職名	職務
本部長（村長）	本部長（村長）は、地震防災対策の実施方針を定め、その全般を統括し、本部員を指揮・監督する。
副本部長（安全統括管理者）	副本部長（運航管理者）は本部長（村長）を補佐し、各部の業務の調整を図る。
本部長 (総務課長)	本部長付（助役）は、本部長（村長）の諮問に応じ地震防災対策の実施方針の策定に参画するとともに本部長（村長）の特命事項の処理及び本庁、出張所等での対策につき助言及び支援を行い、本部長（村長）を補佐する。
防災対策部長 (運航管理者)	1 地震等に関する情報の収集、整理及び伝達を行う。 2 使用港湾（運航中止後の避難予定先の港湾及び海域を含む。）における交通規制、港湾施設の使用制限、市町村長等による避難の指示等の状況を調査する。 3 船長との連絡を確保し、運航中止、避難等に関し船長との協議あたるとともに、船長に対する支援も行う。
旅客対策部長 (定住促進課長)	1 乗船待合所の旅客に対し、地震等に関する情報を伝達、周知するとともに、今後の運航予定を説明する。 2 市町村長等の避難の指示又は勧告がなされた場合には、旅客に対しこれを伝達及び周知するとともに、円滑な避難がなされるように措置する。 3 その他旅客の応急救護等その安全を確保し、混乱を防止する措置を講ずる。
庶務対策部長 (経済課長)	1 地震防災対策に必要な資機材等の整備、点検及び手配を行う。 2 社屋その他の使用施設の防災措置を行う。
各部員（船舶課員）	各部員は、所属部長の命を受け、地震対策を実施

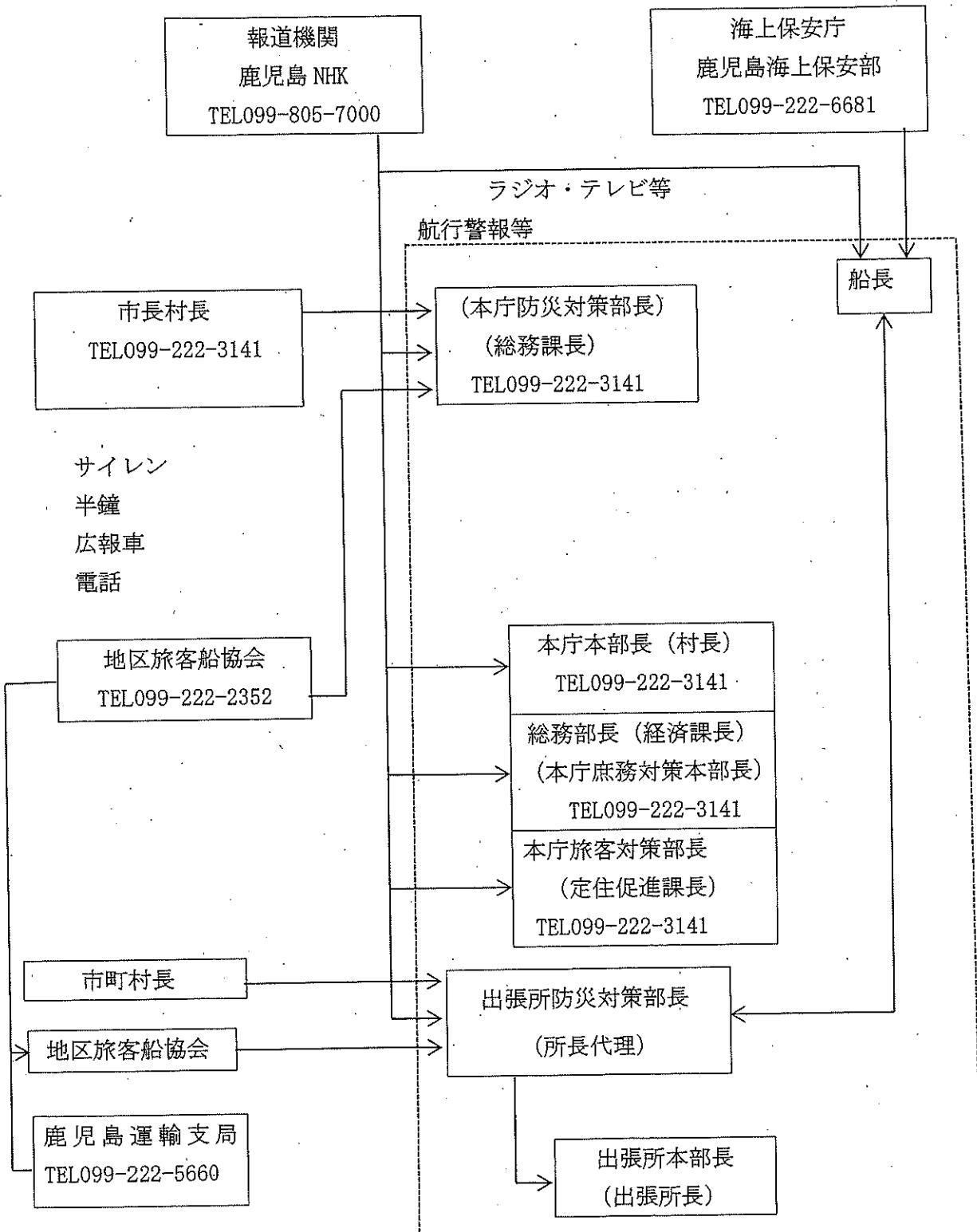
(2) 出張所地震防災対策本部員の職務

職名	職務
本部長（出張所長）	出張所本部長は、出張所における地震防災対策を統括し、出張所本部員を指揮・監督する。
副本部長（副運航管理者）	出張所副本部長は、出張所本部長を補佐し、出張所本部各部の業務の調整を図る。
旅客対策部長（出張所員）	本庁旅客対策部長の職務のうち当該出張所に係るものを行う。
防災対策部長（所長代理）	本庁防災対策部長の職務のうち当該出張所に係るものを行う。
庶務対策部長	本庁庶務対策部長の職務のうち当該出張所に係るものを行う。
各部員（出張所員）	各部員は、所属部長の命をうけ地震防災対策を実施する。

- 2 対策本部の要員は、地震発生時の場合には、ラジオ又はテレビ等によりこれを確認するとともに、速やかに本庁又は出張所に集合するものとする。
- 3 本庁本部長又は出張所本部長が不在又は連絡不能であってその職務を遂行できない場合には、第4条の「地震防災対策本部編成表」に明示する権限委任の順序に従い、業務に従事することができる者のうち、上位の者が、その職務を代行する。

別図 3

情報の伝達経路



(別紙)

第19条関係

1 当該港の避難場所

(1) 鹿児島港

イ 鹿児島市立長田中学校

(2) 竹島港

イ 三島村立竹島小中学校

(3) 硫黄島港

イ 三島村立三島小中学校

ロ 三島開発総合センター

(4) 大里港

イ 三島村立大里小中学校

(5) 片泊港

イ 三島村立片泊小中学校

(6) 枕崎港

イ 上釜会館

2 避難経路図

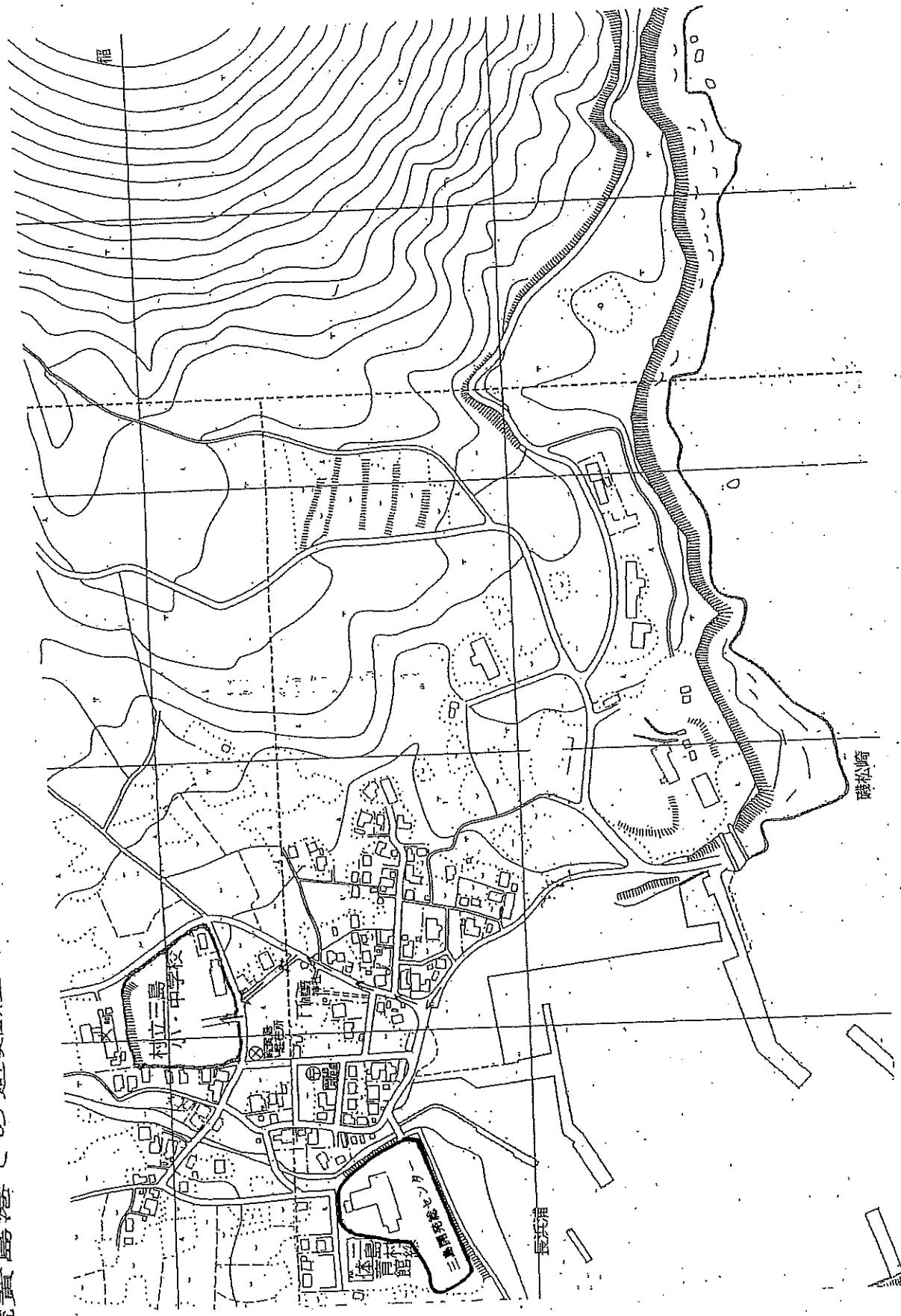
(別紙)

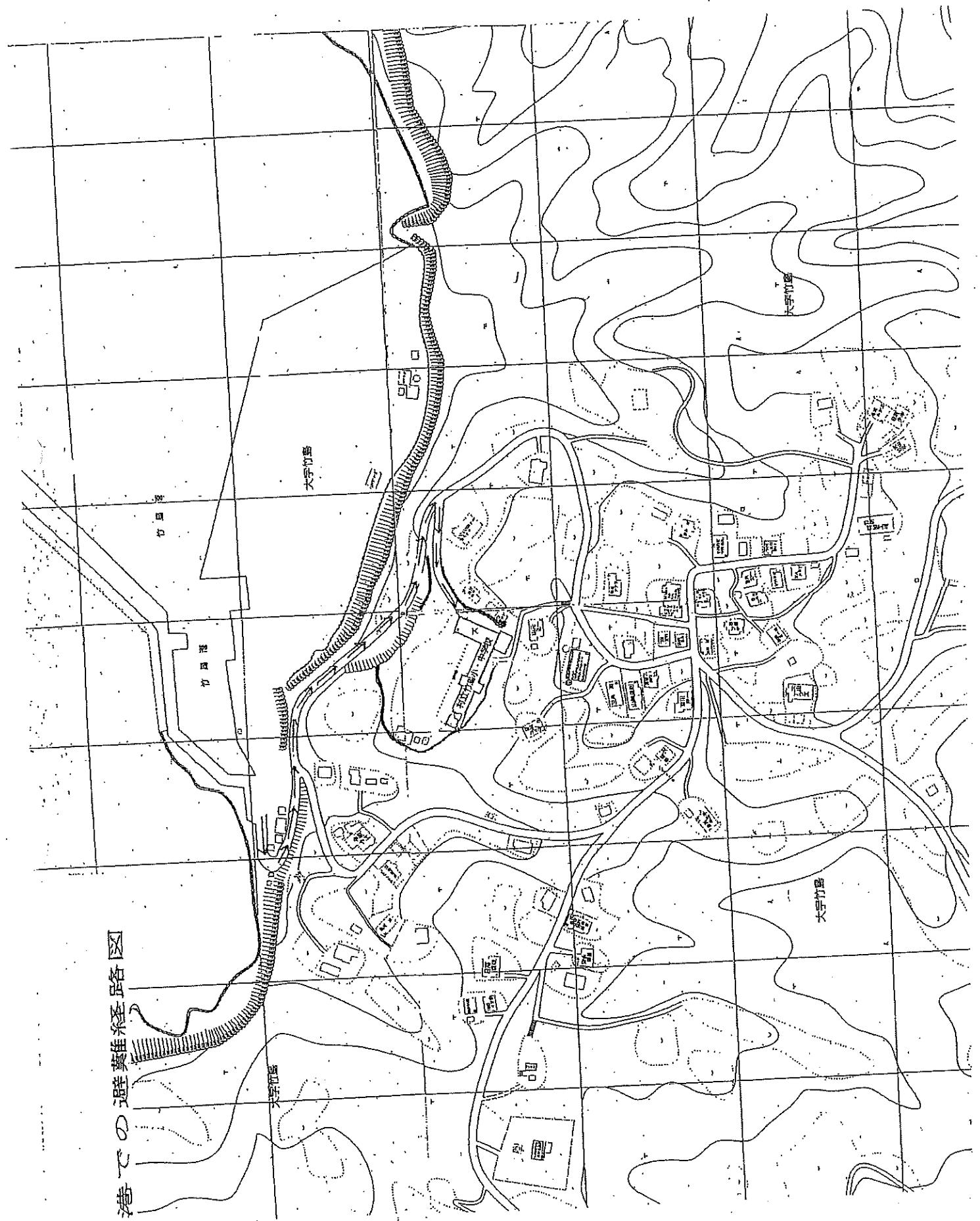
附 則

この規程は、平成26年10月 1日より実施する。

~~この規程は、平成18年12月12日より実施する。~~

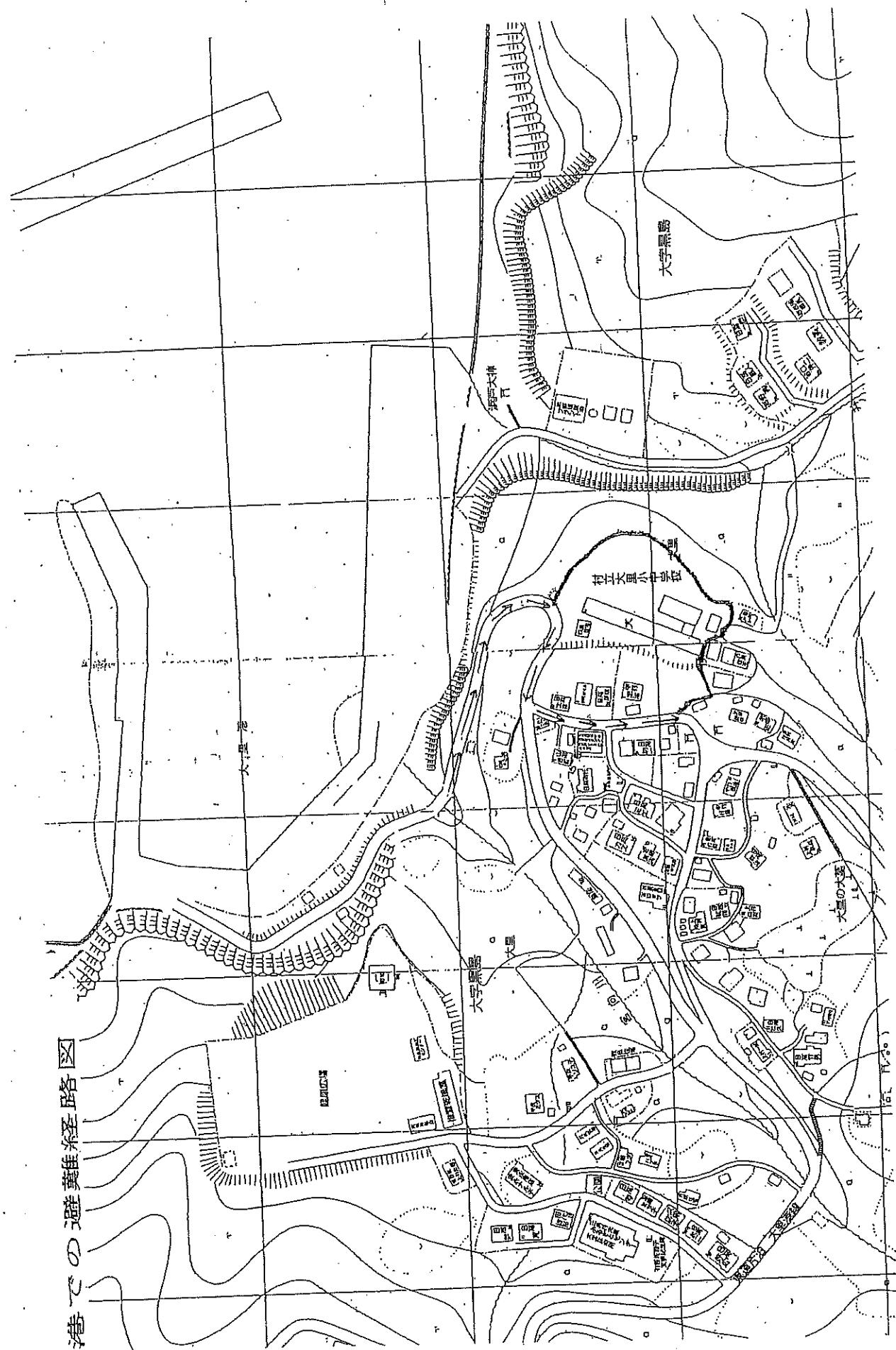
図 災害時の避難経路図



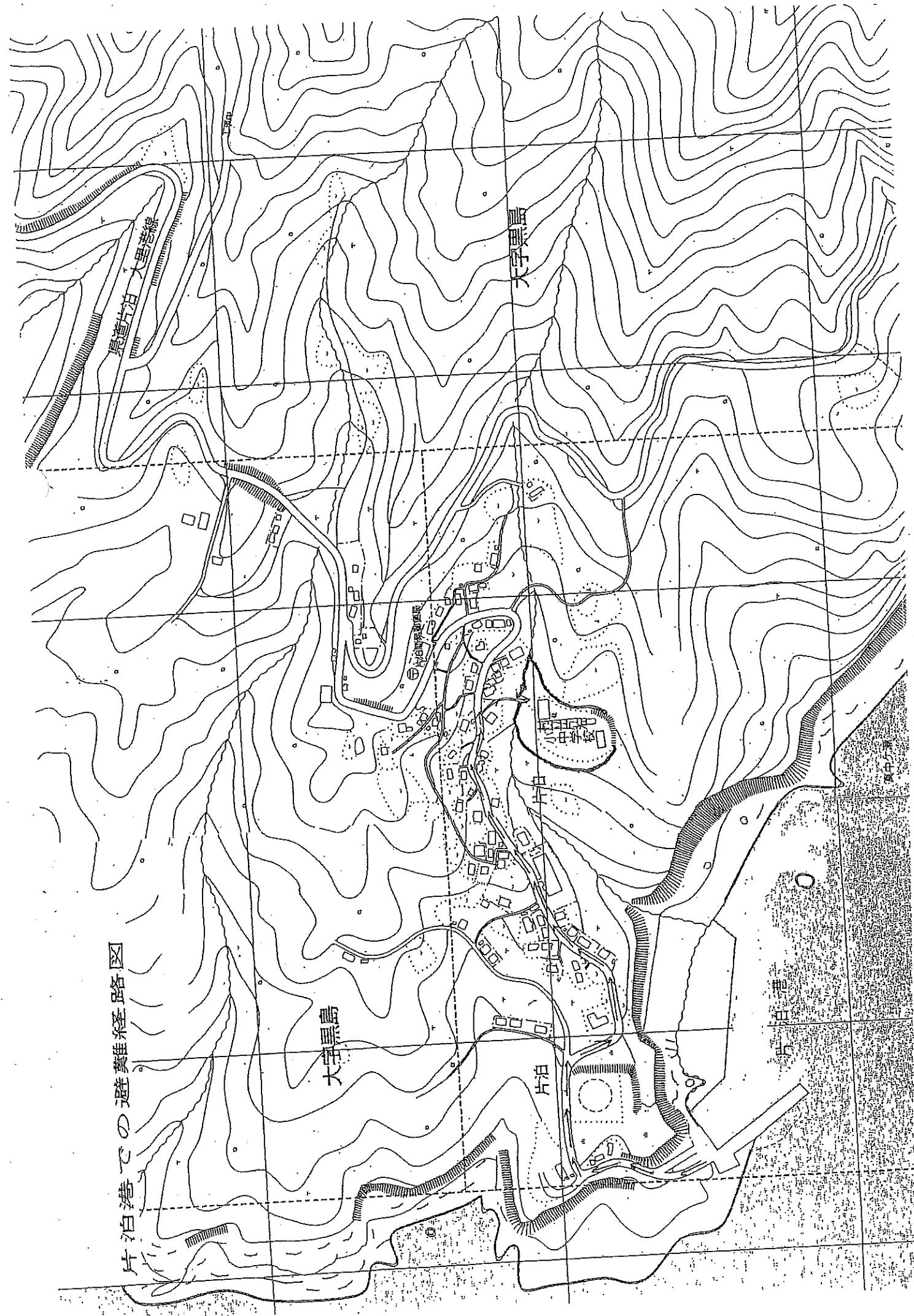


竹島港での通達糞堆等各

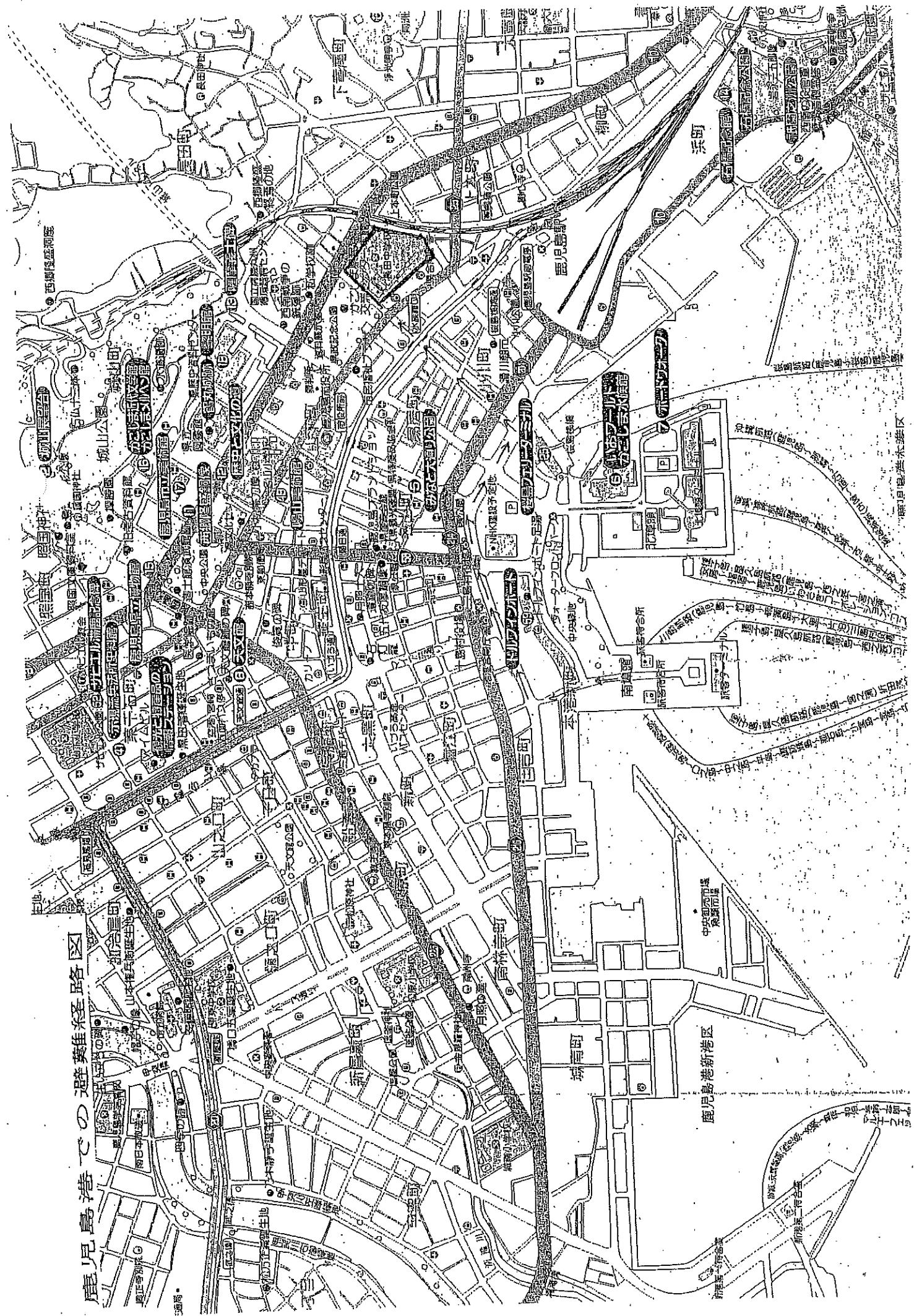
大聖書卷での避義推論



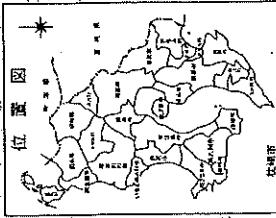
片泊港での避難経路図



鹿児島港での避難経路図



林崎市津波避難マップ



地図・津波時一時避難場所

名 称	標 高	名 称	標 高	名 称	標 高
① 金山小学校庭	30m	⑨ 金山駅前広場	29m	④ 大塚公民館	21m
② 田布川公民館	24m	⑩ 麻原公民館広場	33m	⑤ 大堀公民館	11m
③ 金生住宅3階	30m	⑮ 水流素攀内の高台	20m	⑦ 横石グラウンド(位置)	15m
④ 桜山中学校校庭	15m	⑯ 岸基地の駐車場(山下)	21m	⑩ 市民会館(国光公園)	22m
⑤ 妙見グラウンド	31m	① 湊穴裏浜内の高台	30m	⑫ 片平山公園グラウンド	23m
⑥ 山口公民館	26m	⑬ 木場公民館広場	18m	⑭ 松之尾公園	15m
⑦ 小国グラウンド	23m	⑯ 清山東浜内の高台	30m	⑮ 遊兒童様地	26m
⑧ 花見ヶ丘(宇都)	40m	⑰ 岩崎公民館運動公園	22m	⑥ 小江公民館	13m
⑨ 松下運動広場	30m	⑱ 今船駅跡敷地(高台)	22m	⑩ 上釜公民館	14m
⑩ 下國グラウンド	28m	⑲ 清山公民館	19m	⑪ 木原公民館	22m
⑪ 潟戸口公民館	18m	⑳ 立神中学校校庭	20m	⑫ 枝浦空港	52m
⑫ 金矛庵公民館	15m	⑳ 枝浦公民館	36m	⑬ ひらしま7番館	31m

津波時に備え防災マップ

- 正しい情報をラジオ、テレビなどなどを通じて入手する。
- 津波注意報でも、海水浴や競泳は危険なので行わない。
- 津波は繰り返し襲ってくるので、警報解除されるまで気をやるめない。



例
記号名
市町村界
標高 0 ~ 5m
標高 5 ~ 10m
標高 10 ~ 20m
第一次緊急避難道路
第二次緊急避難道路
市が指定する高

1:25,000
1km